

## 「租税特別措置法第40条の規定による届出書等」の記載のしかた



租税特別措置法第40条では、非課税承認を受けた後に、公益法人等及び公益信託がその非課税承認に係る寄附財産等を譲渡した場合など、非課税承認の取消事由に該当する場合であっても、一定の要件を満たすことで、非課税承認を継続することができる特例が設けられています。

この「記載のしかた」では、これらの各種特例の概要や必要となる届出書等の記載方法を説明しています。

国 税 庁

法人番号 7000012050002

※この「記載のしかた」において使用している略称は、次のとおりです。

措法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
私立学校法	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）
特定非営利活動促進法	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
公益認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）
公益信託法	公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）
40 条通達	昭和 55 年 4 月 23 日付直資 2-181「租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（法令解釈通達）」

この「記載のしかた」は令和 8 年 4 月 1 日現在に施行されている法令等に基づいて作成しています。

# 目 次

## 1 各種特例等の概要

- (1) 買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑤一】 . . . . . 5
- (2) 特定買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑤二】 . . . . . 6
- (3) 承認特例の適用を受けた財産等の買換えを行う場合【措令 25 の 17③六】 . . . . . 7
- (4) 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑥】 8
- (5) 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑦】 8
- (6) 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑧】 . . . . . 9
- (7) 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等の贈与等をする場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑨】 . . . . . 10
- (8) 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑩】 . . . . . 11
- (9) 特定贈与等に係る公益信託の受託者に任務終了事由等が生じた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑪】 . . . . . 11
- (10) 特定贈与等に係る公益信託が終了する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑫】 . . . . 12
- (11) 特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑬⑭】 . . . . . 13
- (12) 受贈法人等が公益認定を受けた場合等における書類の提出 . . . . . 13
- (13) 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令 25 の 17⑭】 . . . . . 14
- (14) 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】 . . . . . 15
- (15) 公益信託の主事受託者の変更があった場合の届出 . . . . . 15
- (16) 公益法人等が所有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認をする場合の申請【措法 40⑯】 . . . . . 15

## 2 各種届出書の記載例等

- (1) 各種届出書の記載例
  - 寄附財産等をやむを得ない事情により使用開始できない場合（寄附をした者用） . . . . . 16
  - 寄附財産等をやむを得ない事情により使用開始できない場合（寄附を受けた公益法人等用） . 18
  - 措令第25条の17第3項第1号から第5号まで及び第7号の規定により代替資産を取得する場合 . . . . . 20
  - 措令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合 . . . . . 22
  - 買換資産を取得する場合 . . . . . 25
  - 特定買換資産を取得する場合 . . . . . 27
  - 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合 . . . . . 29
  - 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合 . . . . . 31
  - 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消し処分を受けた場合 . . . . . 33
  - 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等の贈与等をする場合 . . . . . 35
  - 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合 . . . . . 37
  - 特定贈与等に係る公益信託の受託者に任務終了事由等が生じた場合 . . . . . 40
  - 特定贈与等に係る公益信託が終了する場合 . . . . . 42
  - 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合 . . . . . 44
  - 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合 . . . . . 46

○ 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接 供しなくなった場合等の届出【措令 25 の 17⑭】	48
○ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40 条通達 23 の 2】	50
○ 公益信託の主宰受託者の変更があった場合の届出	52
(2) 租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 12 項までの規定の適用を受けることの確認書	54
(3) 租税特別措置法第 40 条第__項の規定の適用を受ける場合の付表	55

## 1 各種特例等の概要

### (1) 買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤一】

措法第40条第1項後段の規定による国税庁長官の承認（以下「非課税承認」といいます。）を受けて行われた寄附（以下「特定贈与等」といいます。）に係る同項後段に規定する公益法人等（以下「公益法人等」といいます。）が、非課税承認に係る寄附財産を譲渡し、買換資産を取得する場合で、次の要件を満たすときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑤一）。

なお、特定贈与等に係る公益法人等には、措法第40条第6項から第14項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされた者を含みます（以下、この特定贈与等に係る公益法人等及び公益法人等とみなされた者を併せて「受贈法人等」といいます。）。また、非課税承認に係る寄附財産には、措法第40条第6項から第14項までの規定により非課税承認に係る寄附財産とみなされた資産を含みます（以下、この寄附財産及び寄附財産とみなされた資産を併せて「寄附財産等」といいます。）。

イ 譲渡する非課税承認に係る寄附財産等（以下「譲渡財産」といいます。）は、受贈法人等の公益目的事業（措法第40条第1項第1号に規定する公益を目的とする事業及び公益信託法第7条第3項第4号に規定する公益信託事務をいいます。以下同じです。）の用に2年以上直接供しているものであること。

ロ 買換資産は、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する、譲渡財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる譲渡財産と同種の資産、土地及び土地の上に存する権利（国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物は除かれます（40条通達27）。）であること。

ハ 買換資産は、原則として、譲渡の日（譲渡財産の引渡しの日をいいます。）の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供すること。

ニ 受贈法人等は、一定の事項を記載した届出書（25ページ参照）及び必要な添付書類（26ページ参照）を、**譲渡の日の前日までに**受贈法人等の納税地（受贈法人等が法人である場合には主たる事務所又は本店の所在地をいいます。以下同じです。）を所轄する税務署長に提出すること。

なお、受贈法人等が公益信託法第2条第1項第1号に規定する公益信託（以下「公益信託」といいます。）の受託者である場合において、共同受託（その公益信託の受託者が複数いる場合をいいます。以下同じです。）のときは、その公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下「主宰受託者」といいます。）が、**譲渡の日の前日までに**これらの書類をその主宰受託者の納税地を所轄する税務署長に提出すること。

#### 「同種の資産」とは

同種の資産とは、例えば、寄附財産が土地の場合は土地及び土地の上に存する権利、建物の場合は建物及び附属設備、書画の場合は書画及び骨とうをいいます（40条通達29）。また、寄附財産が株式である場合には、同種の資産として株式のほかに公社債及び投資信託の受益権が含まれます（措規18の19⑩）。

なお、公社債及び投資信託の受益権には、割引の方法により発行される公社債及びいわゆる無分配型の投資信託の受益権などは含まれません（40条通達29(注)）。

## (2) 特定買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤二】

受贈法人等のうち承認特例対象法人等が、寄附財産等（承認特例の適用を受けて行われたものを除きます。）を譲渡し、措法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産（以下「特定買換資産」といいます。）を取得する場合で、次の要件を満たすときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑤二）。

イ 譲渡財産は、特定管理方法により管理しているものであること。

ロ 特定買換資産は、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産であること。

ハ 特定買換資産は、特定管理方法により管理すること。

ニ 受贈法人等（公益信託の受託者である場合において、共同受託のときは、主宰受託者）は、一定の事項を記載した届出書（27ページ参照）及び必要な添付書類（28ページ参照）を、**譲渡の日の前日までに**その受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出すること。

### 「承認特例対象法人等」とは

「承認特例対象法人等」とは、国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等又は公益信託の受託者をいいます。

### 「国立大学法人等」とは

「国立大学法人等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構をいいます。

### 対象となる「学校法人」とは

「学校法人」とは、私立学校法第3条に規定する学校法人（同法第152条第5項の規定により設立された法人（準学校法人）を含みます。）をいいます。

### 「認定NPO法人等」とは

「認定NPO法人等」とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいいます。

### 「特定管理方法」とは

「特定管理方法」とは、次の公益法人等の区分に応じ、それぞれに定める方法をいいます。

#### ① 公益信託の受託者以外の承認特例対象法人等

「公益法人等に財産を寄附した場合における『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」の「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(ロ)のA、B(b)、C、D、Eに掲げる方法

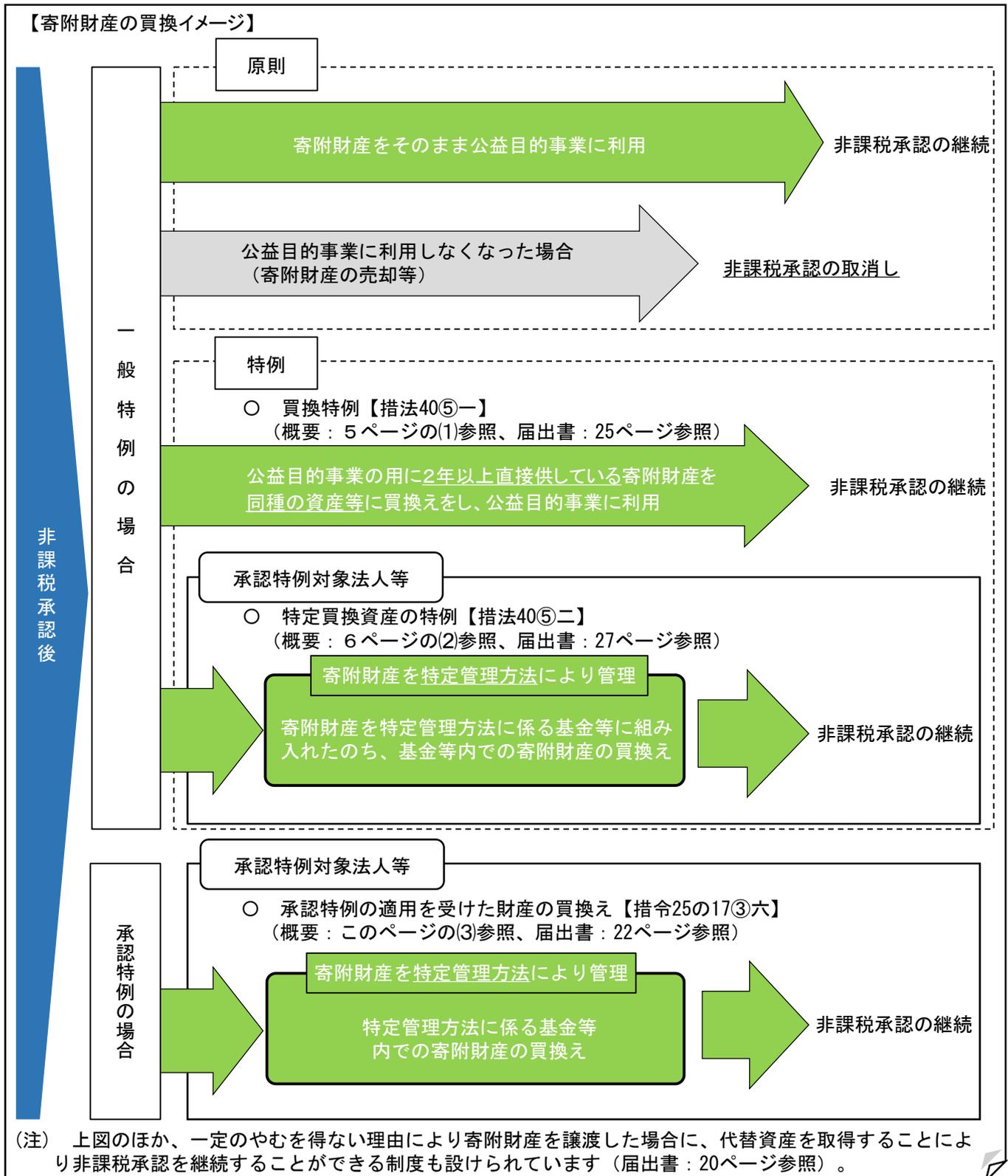
#### ② 公益信託の受託者

「公益信託に財産を拠出した場合における『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」の「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(ロ)の方法

(3) 承認特例の適用を受けた財産等の買換えを行う場合【措令25の17③六】

承認特例対象法人等が、承認特例の適用を受けて行われた寄附に係る財産又は特定買換資産で特定管理方法により管理されていた財産を譲渡して、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する財産を引き続き特定管理方法により管理する場合は、非課税承認を継続することができます（措令25の17③六）。

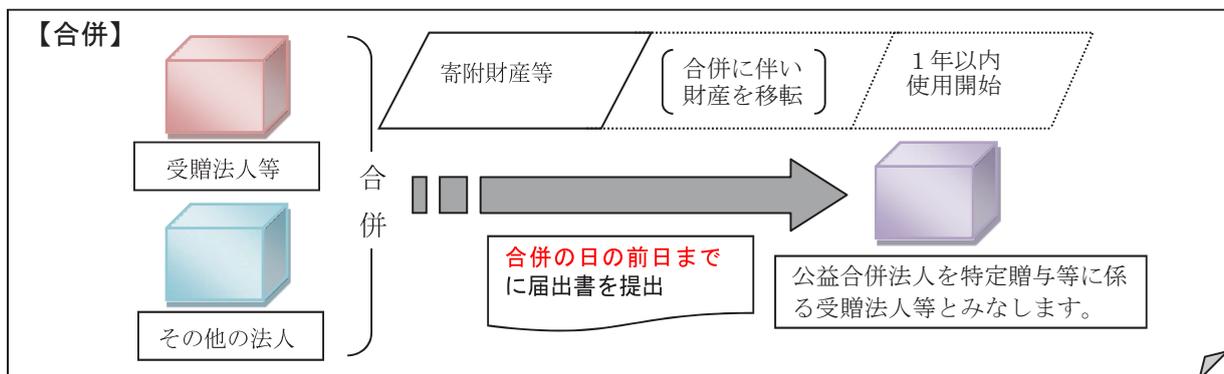
なお、この買換えを行った際には、一定の事項を記載した届出書（22 ページ参照）及び必要な添付書類（23 ページ参照）を、受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出してください。



(4) 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑥】

特定贈与等に係る受贈法人等が、合併（公益信託の受託者である法人の合併を除きます。以下この(4)において同じです。）により寄附財産等を合併後存続する他の法人や合併により新たに設立される法人（公益法人等に該当するものに限ります。以下「公益合併法人」といいます。）に移転しようとする場合に、公益合併法人が、その移転を受ける寄附財産等を、原則として、合併の日（吸収合併の場合はその合併の効力の生ずる日、新設合併の場合は公益合併法人の成立した日をいいます（40条通達36。））の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑥⑮）。

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（29ページ参照）及び必要な添付書類（30ページ参照）を、**合併の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑥、措令25の17⑳）。



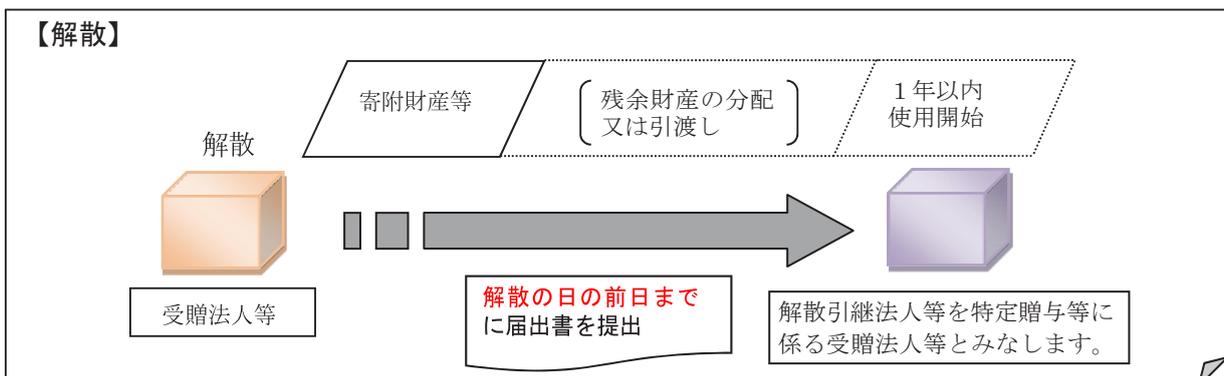
(5) 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑦】

特定贈与等に係る受贈法人等が、解散（合併による解散及び公益信託の受託者である法人の合併以外による解散を除きます。）による残余財産の分配又は引渡しにより、寄附財産等について、次に掲げる移転又は拠出（以下この(5)において「移転等」といいます。）をしようとする場合、その移転等を受ける者（以下「解散引継法人等」といいます。）が、その移転等を受けた寄附財産等を、原則として、解散の日（残余財産の分配又は引渡しの日をいいます（40条通達38。））の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑦⑮）。

イ 他の公益法人等（措法第40条第1項第1号に掲げる者に限ります。）への移転

ロ 類似の公益事務（公益信託法第2条第1項第2号に規定する公益事務をいいます。以下「公益事務」といいます。）をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が措法第40条第1項第2号に掲げる者に該当するものに限ります。）への信託財産とするための拠出

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（31ページ参照）及び必要な添付書類（32ページ参照）を、**解散の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑦、措令25の17㉑）。



(6) 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑧】

特定贈与等に係る受贈法人等で公益認定の取消しの処分（公益認定法 29①②）（非課税承認の取消事由に該当しないものに限ります。以下「特定処分」といいます。）を受けた後、特定一般法人（一般社団法人又は一般財団法人で、法人税法第 2 条第 9 号の 2 イ及び法人税法施行令第 3 条第 1 項に掲げる要件の全てを満たす法人をいいます。以下同じです。）に該当することとなったことから、定款の定めに従い、公益目的取得財産残額（公益認定法 30②）に相当する額の財産（以下「引継財産」といいます。）について、次に掲げる贈与又は抛出（以下この(6)において「贈与等」といいます。）をしようとする場合、その贈与等を受ける者（以下「引継法人等」といいます。）が、その引継財産のうち寄附財産等に相当する部分（以下「公益引継資産」といいます。）を、原則として、その贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40 条通達 39.））又は抛出の日（以下この(6)において「贈与等の日」といいます。）の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑧⑬）。

イ 他の公益法人等（措法第 40 条第 1 項第 1 号に掲げる者に限ります。）への贈与

ロ 類似の公益事務をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が措法第 40 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当するものに限ります。）への信託財産とするための抛出

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（33 ページ参照）及び必要な添付書類（34 ページ参照）を、**贈与等の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑧、措令 25 の 17⑬）。

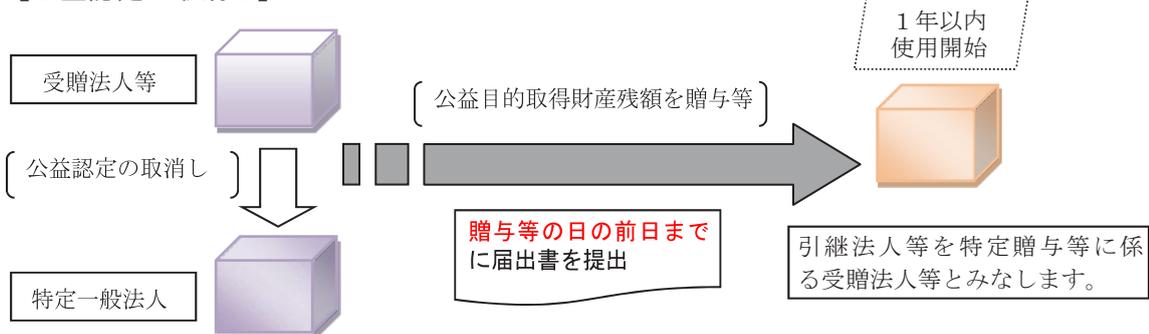
（注）公益引継資産が金銭である場合には、その金銭の全部をもって引継法人等の公益目的事業の用に直接供することができる財産を取得し、原則として、贈与等の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが必要です（40 条通達 40.）。

「公益引継資産」とは

引継法人等が、贈与を受け、又は信託財産として受け入れる引継財産のうち、寄附財産等に相当する部分をいいます。

具体的には、引継財産が寄附財産等である場合にはその寄附財産等をいいますが、引継財産がその寄附財産等以外のものである場合には、公益目的取得財産残額に、その公益目的取得財産残額相当額のうち寄附財産等の特定処分を受けた日の前日における価額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する額の資産をいいます（措令 25 の 17⑭、措規 18 の 19⑱⑲）。

【公益認定の取消し】



(7) 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等の贈与等をする場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑨】

特定贈与等に係る特定一般法人が、寄附財産等について、次に掲げる贈与又は拠出（以下この(7)において「贈与等」といいます。）をしようとする場合（公益目的支出計画（整備法 119①）に基づき、公益認定法第 5 条第 20 号に規定する者に対する寄附又は同号に規定する公益信託の信託財産とするための支出をする場合に限り、）その贈与等を受ける者（以下「受贈公益法人等」といいます。）が、その贈与等を受けた寄附財産等を、原則として、その贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40 条通達 41.））又は拠出の日（以下この(7)において「贈与等の日」といいます。）の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑨⑬）。

イ 他の公益法人等（措法第 40 条第 1 項第 1 号に掲げる者に限り、）への贈与

ロ 類似の公益事務をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が措法第 40 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当するものに限り、）への信託財産とするための拠出

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る特定一般法人が、一定の事項を記載した届出書（35 ページ参照）及び必要な添付書類（36 ページ参照）を、**贈与等の日の前日までに**特定一般法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑨、措令 25 の 17⑮）。

「公益目的支出計画」とは

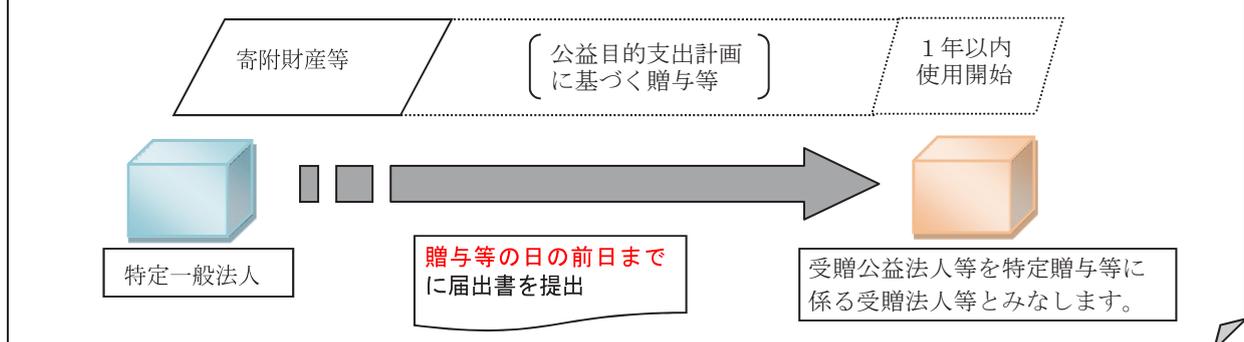
一般社団（財団）法人への移行の認可を受けようとする特例民法法人のうち一定のものが作成する計画で、その認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当するものとしてその時点における純資産額を基礎として算定した一定額を公益目的のために支出することによりゼロとするための計画をいいます（整備法 119①）。

なお、この計画を作成した特例民法法人が一般社団（財団）法人への移行の登記を行った後は、その法人は、この計画に基づいて公益目的の支出を行い、残額がゼロとなるまでの間は、行政庁の監督下におかれることとされています（整備法 123）。

「特例民法法人」とは

特例民法法人とは、整備法第 38 条の規定による改正前の民法第 34 条の規定により設立された社団（財団）法人であり、整備法第 40 条第 1 項の規定により整備法施行後においても一般社団（財団）法人として存続するもののうち、公益社団（財団）法人又は一般社団（財団）法人への移行の登記を行っていないものをいいます。

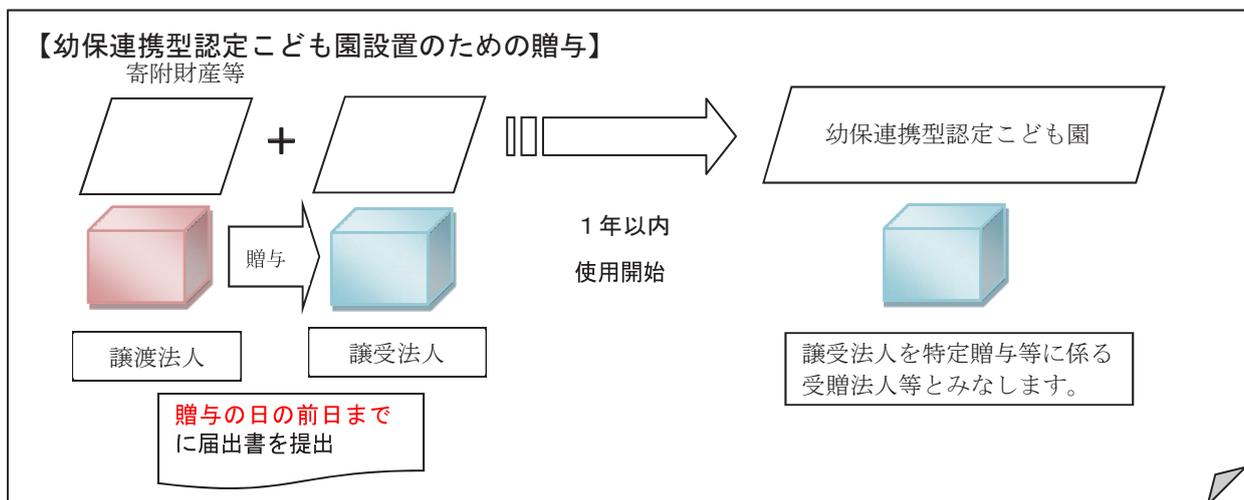
【公益目的支出計画に基づく贈与等】



(8) 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑩】

特定贈与等に係る受贈法人等（措法第 40 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、幼稚園又は保育所等を設置する法人でその施設の廃止の認可の申請をしているものなど一定の要件を満たすものに限り、以下「譲渡法人」といいます。）が、寄附財産等（その幼稚園又は保育所等に係る事業の用に供されているものに限り、以下「譲受法人」といいます。）に贈与をしようとする場合に、譲渡法人が、その贈与を受ける寄附財産等を、原則として、贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40 条通達 42）。）の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置、運営する事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑩⑮、措令 25 の 17⑳㉓㉔㉕）。

この特例を受けるためには、譲渡法人が、一定の事項を記載した届出書（37 ページ参照）及び必要な添付書類（39 ページ参照）を、**贈与の日の前日までに**譲渡法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑩、措令 25 の 17㉖）。



(9) 特定贈与等に係る公益信託の受託者に任務終了事由等が生じた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑪】

特定贈与等に係る公益信託の受託者（以下「当初受託者」といいます。）が、任務終了事由等により、寄附財産等を引継受託者に移転しようとする場合に、引継受託者が、その移転を受ける寄附財産等を、原則として、次に掲げる認可の日又は届出の日（以下「認可等の日」といいます。）の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑪⑮、措令 25 の 17㉓）。

イ 引継受託者が、新たな受託者の選任又は公益信託法第 7 条第 2 項各号に掲げる事項の変更につき同法第 12 条第 1 項の認可を受けた者である場合におけるその認可の日

ロ 引継受託者が、新たな受託者の選任につき公益信託法第 14 条第 1 項の規定による届出がされた者である場合におけるその届出の日

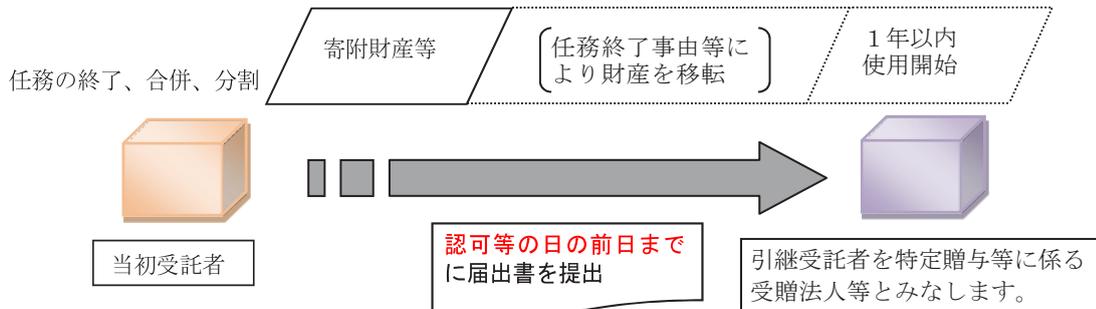
この特例の適用を受けるためには、当初受託者（共同受託の場合には、主宰受託者）が、一定の事項を記載した届出書（40 ページ参照）及び必要な添付書類（41 ページ参照）を、**認可等の日の前日までに**その当初受託者の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑪、措令 25 の 17㉔）。

「任務終了事由等」及び「引継受託者」とは

「任務終了事由等」とは次に掲げる事由（その事由によって不当減少要件（「公益信託に財産を抛出した場合における『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」の「1 制度の概要」の「(1)ロ 承認要件」の(ハ)に掲げる要件）に該当しないこととなったことにより非課税承認の取消事由に該当する場合におけるその事由を除きます。）をいい、「引継受託者」とは次に掲げる事由の区分に応じそれぞれに定める者（上記イの認可を受け、又は上記ロの届出がされた者で、措法第40条第1項第2号に掲げる者に該当するものに限りま

任務終了事由等	引継受託者
当初受託者の任務の終了	新たな受託者
当初受託者である法人の合併	合併後存続する法人又は合併により設立する法人
当初受託者である法人の分割	分割により受託者としての権利義務を承継する法人

【任務終了事由等】



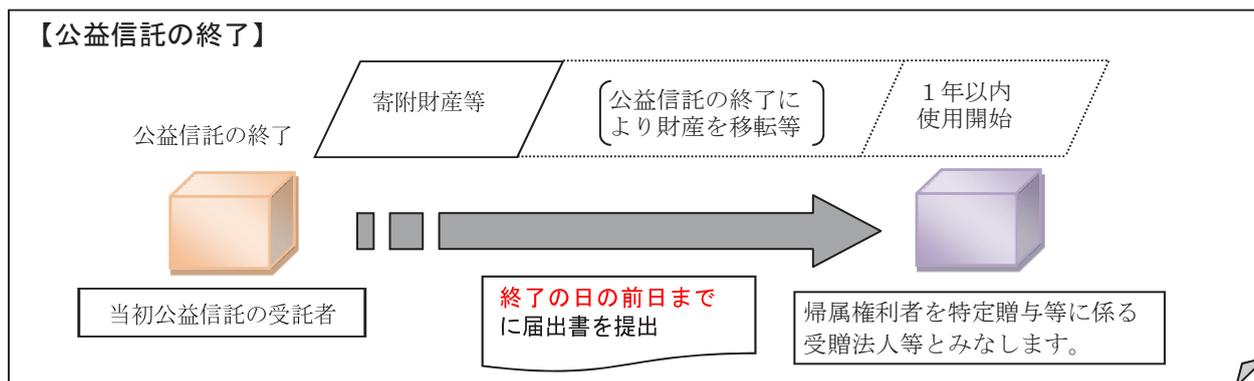
(10) 特定贈与等に係る公益信託が終了する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑫】

特定贈与等に係る公益信託（以下「当初公益信託」といいます。）の受託者が、公益信託の終了（公益信託の終了に係る事由によって不当減少要件（措令25の17⑤三）に該当しないこととなったことにより非課税承認の取消事由に該当する場合におけるその公益信託の終了を除きます。）により寄附財産等について、次に掲げる移転又は抛出（以下この(10)において「移転等」といいます。）をしようとする場合、その移転等を受ける者（以下「帰属権利者」といいます。）が、その移転等を受けた寄附財産等を、原則として、公益信託の終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑫、措令25の17③）。

イ 他の公益法人等（措法第40条第1項第1号に掲げる者で、公益信託法第4条第2項第3号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限りま

ロ 類似の公益事務をその目的とする他の公益信託（その公益信託の受託者が措法第40条第1項第2号に掲げる者で、公益信託法第4条第2項第3号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限りま

この特例の適用を受けるためには、当初公益信託の受託者（共同受託の場合は、主宰受託者）が、一定の事項を記載した届出書（42 ページ参照）及び必要な添付書類（43 ページ参照）を、**公益信託の終了の日の前日までに**その当初公益信託の受託者の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑫⑮、措令25の17④）。



(11) 特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑬⑭】

上記(4)の「公益合併法人」、(6)の「引継法人等」、(7)の「受贈公益法人等」、(8)の「譲受法人」及び(9)の「引継受託者」（以下「公益合併法人等」といいます。）が、特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合において、上記(4)、(6)、(7)、(8)及び(9)に係る非課税承認の継続の特例の適用を受けるための要件を満たしているときでも、その特定贈与等に係る受贈法人等がその非課税承認の継続の特例に係る届出書等を提出期限までに提出していないときは、非課税承認を継続することはできません。

ただし、上記(4)、(6)、(7)、(8)及び(9)に係る非課税承認の継続の特例の適用を受けるための要件を満たしている場合において、公益合併法人等（公益信託の受託者である場合において、共同受託のときは、主宰受託者）が、その合併等により移転等を受けた資産が寄附財産等であることを知った日の翌日から2か月を経過した日の前日までに、次の「届出書一覧」のうちの該当する届出書及び必要な添付書類を、その公益合併法人等の納税地を所轄する税務署長に提出したときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑬⑭、措令25の17⑳㉑）。

**【届出書一覧】**

- ・ 租税特別措置法第40条第13項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第40条第14項の規定により準用する同条第13項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与等を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第40条第14項の規定により準用する同条第13項の規定による特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与等を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第40条第14項の規定により準用する同条第13項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第40条第14項の規定により準用する同条第13項の規定による公益信託の受託者から任務の終了・合併・分割により財産等の移転を受けた場合の届出書

(12) 受贈法人等が公益認定を受けた場合等における書類の提出

特定贈与等に係る受贈法人等が、公益認定を受けた場合など、次に該当する場合には、それぞれに掲げる届出書の提出が必要となります。

イ 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合

特定贈与等に係る特定一般法人が、公益認定（公益認定法4）を受けた場合には、一定の事項を記載した届出書（44ページ参照）及び必要な添付書類（45ページ参照）を、その認定を受けた日から1か月以内に特定一般法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑯、措令

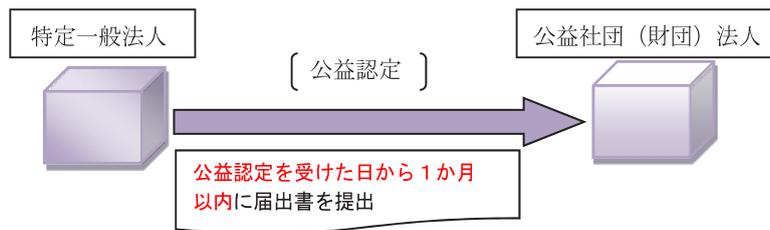
25の17③)。

- ロ 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合

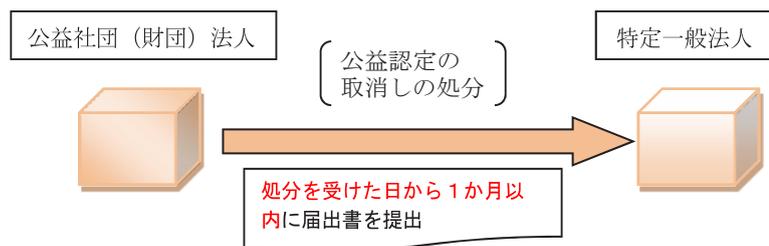
特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が、公益認定の取消しの処分（公益認定法29①②）を受けた場合には、一定の事項を記載した届出書（46ページ参照）及び必要な添付書類（47ページ参照）を、**その処分を受けた日から1か月以内に**公益社団（財団）法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令25の17③)）。

**【公益認定及び公益認定の取消しの処分に係る各種届出書の提出】**

- イ 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合



- ロ 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合



**(13) 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令 25 の 17⑭】**

特定贈与等に係る受贈法人等（寄附財産等を特定管理方法により管理している又は管理していた受贈法人等に限り、この(13)において同じです。）が、特定管理方法により管理されていた寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合など、次に該当する場合には、それぞれ次に掲げる届出書の提出が必要となります。

- イ 特定管理方法により管理されていた寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合

受贈法人等が寄附財産等（特定管理方法により管理されていたものに限り、特定管理方法により管理されているものを除きます。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（48ページ参照）及び必要な添付書類（49ページ参照）を、遅滞なく受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令25の17⑭一）。

- ロ 寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合

受贈法人等（学校法人及び社会福祉法人に限り、）が寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（48ページ参照）及び必要な添付書類（49ページ参照）を、遅滞なくその受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令25の17⑭二）。

なお、受贈法人等が公益信託の受託者である場合において、共同受託のときは、主宰受託者がこの届出書を提出する必要があります。

おって、受贈法人等（国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、認定NPO法人等及び公益信託の受託者に限ります。）が寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合で、その事実をその受贈法人等の所轄庁が知ったときは、その受贈法人等の所轄庁は、その事実その他参考となるべき事項を、遅滞なくその受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に書面により通知することとされています。

#### (14) 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】

特定贈与等に係る受贈法人等が、寄附財産等（特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（50ページ参照）及び必要な添付書類（51ページ参照）を、受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出してください（40条通達23の2）。

なお、受贈法人等が公益信託の受託者である場合において、共同受託のときは、主宰受託者が上記届出書を提出してください。

なお、この届出書が提出された場合には、原則として、措法第40条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することになり、非課税承認が取り消されることとなります。

#### (15) 公益信託の主宰受託者の変更があった場合の届出

特定贈与等に係る公益信託の主宰受託者の変更があった場合には、一定の事項を記載した届出書（52ページ参照）及び必要な添付書類（53ページ参照）を、その変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者が、それぞれの納税地を所轄する税務署長に提出してください。

#### (16) 公益法人等が所有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認をする場合の申請【措法40⑱】

公益法人等が個人から寄附を受けた資産（その資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき上記(1)、(2)及び(4)から(10)までの非課税承認の継続の特例の適用を受けようとする場合には、その受贈資産が特定贈与等に係る財産等であるかどうかの確認を求めることができます。

この確認が必要な公益法人等（公益信託の受託者である場合において、共同受託のときは、主宰受託者）は、一定の事項を記載した申請書及び必要な添付書類を、その公益法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑱、措令25の17⑳）。

なお、上記(1)、(2)及び(4)から(10)までに掲げる届出書の提出期限に間に合うよう、余裕を持って申請してください。

また、平成20年12月1日以後の寄附に係る受贈資産について確認を求めることができるのは、例えば、災害、盗難などにより、その公益法人等が非課税承認に係る通知書を消失した場合等に限られます（措法40⑱、40条通達52）。

上記(1)から(16)までの届出書又は申請書の用紙は、国税庁ホームページに掲載しています。

**【国税庁ホームページ】** <https://www.nta.go.jp>

**【掲載場所】** 「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>税務手続の案内（税目別一覧）>A4譲渡所得税関係」（令和8年4月現在）

## 2 各種届出書の記載例等

### (1) 各種届出書の記載例

- 寄附財産等をやむを得ない事情により使用開始できない場合（寄附をした者用）（「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』記載のしかた」の公益法人等用6ページ、公益信託用6ページ参照）

様式ID NTA1VNX428010010



★

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書  
(寄附をした者用)

「生年月日」欄の元号は、次のとおり記載してください。  
明治「1」大正「2」昭和「3」平成「4」令和「5」

令和 8 年 〇月 〇日 提出 国税庁長官

届出者

郵便番号 F05	×××-××××	住所 F06	東京都〇〇区××1丁目2番3号			
氏名(カナ) F03	×××× ××××	電話番号 F07	03 - 1111 - XXXX	職業 K02	〇欄代表取締役社長	
氏名 F04	〇 〇 〇 〇	生年月日 K01	元号 3	年 36	月 1	日 1

各年月日は予定で差し支えありませんので、必ず記載してください。

表の「使用開始(予定)年月日」(予定)と表示した場合や寄附土地建物等を新たに建築する場合など (令和 8 年 〇月 〇日現在)

① 別荘等が土地の跡目等でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有・無	7・〇・〇	7・〇・△	7・〇・□	8・〇・〇	500,000 千円

建築請負業者に関する事項	所在地	東京都●●区△△1番1号			
	名称	□□建設株式会社	電話番号	03 - 2222 - XXXX	

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先(調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	7・〇・〇	借入・寄附・自己資金	100,000 千円		
	8・△・△	借入・寄附・自己資金	150,000	東京都補助金	なし
	8・〇・〇	借入・寄附・自己資金	250,000	△△銀行〇〇支店	なし
	・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合

[使用開始されていない理由を具体的に記入します。]

2) やむを得ない事情により寄附財産を寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合

(令和 年 月 日現在)

[やむを得ない事情により寄附財産を寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]

使用開始されていない理由が「建物の建築のため」以外のときは、この欄にその理由の詳細を記載してください。

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

備考

(令8.4)

## イ 使用区分

この届出書は、非課税承認の申請をした寄附財産又は代替資産について、その申請後に、寄附を受けた公益法人等が寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に使用開始することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合に使用します（寄附をした人が提出します。）。

## ロ 記載要領

- (イ) 「生年月日」欄の元号は、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記載してください。
- (ロ) この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)①の「請負契約金額」欄	「建築資金の調達方法等」の「金額（予定）」欄の金額の合計額を超える金額になっていませんか。	<input type="checkbox"/>
2	「(2) やむを得ない事情により寄附財産を寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合」欄	寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に使用開始することが困難であるやむを得ない事情に該当するものか判断できる程度の具体的な内容が記載されていますか。 「使用開始予定年月日」欄には、具体的な計画に基づく日付が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	寄附財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合	建築請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
2		建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）	<input type="checkbox"/>
3		建築工事のスケジュール表	<input type="checkbox"/>
4		建築する建物の利用状況が分かる平面図	<input type="checkbox"/>
5		① 寄附財産等が次の②以外のものである場合 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会等の議事録の写しや入札結果が分かる書類など） ② 寄附財産等が公益信託の信託財産とするための寄附に係るものである場合 建築業者の選定経緯が分かる書類（信託行為において入札について権限を有する者のその入札の決定（その入札の決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含みます。）に係る議事録その他これに相当する書類の写しや入札結果が分かる書類など）	<input type="checkbox"/>
6		建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（注）	<input type="checkbox"/>
7	やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合	やむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等	<input type="checkbox"/>

(注) 建築完了後に提出してください。

## ホ 提出部数

届出書及び添付書類は、**それぞれ3部提出していただくようお願いいたします。**

○ 寄附財産等をやむを得ない事情により使用開始できない場合（寄附を受けた公益法人等用）（「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』記載のしかた」の公益法人等用6ページ、公益信託用6ページ参照）

様式ID NTA1VNZ270010010

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書  
（寄附を受けた公益法人等用）

受贈法人等の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

令和 8 年 ○月 ○日 提出 国税庁長官					提出先 F01	□□□□	税務署長
届出者（公益法人等（共同受託の場合は、主宰受託者））							
郵便番号 F05	***-***	住所又は所在地 F06	東京都○○区××2丁目□				
氏名又は名称 (カナ) F03	シャイフクホウジン ****	代表者氏名 (カナ) H06	****	****	電話番号 F07	03	1111 - XXXX
氏名又は名称 F04	社会福祉法人 ○○○○	代表者氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □		
公益信託の名称						業種又は職業	

特定贈与等を受けた財産等の寄附者

住所	（寄附時の住所 下記と同じ） 〒 ***-**** 東京都○○区××3丁目4 （電話番号 03 - 0000 - XXXX）		
フリガナ	***	***	各年月日は予定で差し支えありませんので、必ず記載してください。
氏名	● ● ● ●		

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合 (令和 8 年 ○月 ○日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
(有)・無	7・□・○	7・△・△	7・△・□	8・□・○	500,000 千円

建築請負業者に関する事項	所在地	東京都●●区□□1番1号		
	名称	○○建設株式会社	電話番号	03 - 2222 - XXXX

建築資金の調達方法等	調達（予定）年月日	調達（予定）方法	金額（予定）	調達（予定）先 （調達方法が「自己資金」を除く。）	寄附者と調達先との関係
	7・□・○	借入・寄附・自己資金	100,000 千円		
	8・□・△	借入（寄附）自己資金	250,000	東京都補助金	なし
	8・□・○	借入（寄附）自己資金	150,000	○○銀行△△支店	なし
・	・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法等を記載してください。

② ①以外の場合  
〔使用開始されていない理由を具体的に記入します。〕

2) やむを得ない事情により租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項までの規定により取得する財産等を譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合  
(令和 年 月 日現在)

〔やむを得ない事情により財産等を譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。〕

使用開始されていない理由が「建物の建築のため」以外のときは、この欄にその理由の詳細を記載してください。	使用開始予定年月日	令和 年 月 日
	備考	

## イ 使用区分

この届出書は、上記1の(1)及び(4)から(11)までの特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの特例の「1年を経過する日」までに公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じたときに使用します（受贈法人等などが提出します。）。

## ロ 記載要領

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。

※ 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、「住所又は所在地」欄に納税地を記載し、欄外に住所を記載してください。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)①の「請負契約金額」欄	「建築資金の調達方法等」の「金額（予定）」欄の金額の合計額を超える金額になっていませんか。	<input type="checkbox"/>
2	「(2)やむを得ない事情により租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項までの規定により取得する財産等を譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合」欄	措法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項までの規定により取得する財産等を、譲渡等の日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することが困難であるやむを得ない事情に該当するものか判断できる程度の具体的な内容が記載されていますか。 「使用開始予定年月日」欄には、具体的な計画に基づく日付が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合	建築請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
2		建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）	<input type="checkbox"/>
3		建築工事のスケジュール表	<input type="checkbox"/>
4		建築する建物の利用状況が分かる平面図	<input type="checkbox"/>
5		① 財産等が次の②以外のものである場合 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会等の議事録の写しや入札結果が分かる書類など） ② 財産等が公益信託の信託財産とするための寄附に係るものである場合 建築業者の選定経緯が分かる書類（信託行為において入札について権限を有する者のその入札の決定（その入札の決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含みます。）に係る議事録その他これに相当する書類の写しや入札結果が分かる書類など）	<input type="checkbox"/>
6		建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（注）	<input type="checkbox"/>
7	やむを得ない事情により寄附があった日から1年以内に使用できない場合	やむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等	<input type="checkbox"/>

(注) 建築完了後に提出してください。

## ホ 提出部数

届出書及び添付書類は、それぞれ3部提出していただくようお願いします。

○ 措令第25条の17第3項第1号から第5号まで及び第7号の規定により代替資産を取得する場合(「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』記載のしかた」の公益法人等用6ページ、公益信託用6ページ参照)

受贈法人等の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

様式ID NTA1VNX424010010



租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書

令和8年〇月〇日 提出 国税庁長官		提出先 F01	□□□□	税務署長
届出者(共同受託の場合は、主宰受託者)				
郵便番号 F05	***-****	住所又は所在地 F06	東京都〇〇区××2丁目□	
氏名又は名称(カナ) F03	シャカイフクシヨウジン ****	代表者氏名(カナ) H06	**** ****	電話番号 F07 03 - 1111 - XXXX
氏名又は名称 F04	社会福祉法人 ○○○○	代表者氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名 ○ ○ □ □
公益信託の名称		業種又は職業		

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項各号(第6号を除きます。)に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 7年 〇月 〇日	承認年月日	昭・平・令 7年 □月 〇日
譲渡した財産等の寄附者	(寄附時の住所 下記と同じ) 〒 ***-**** 東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX) フリガナ *** ***) 氏名 ● ● ● ●		

財産等が使用開始されていない場合のその理由  
別添のとおり(理由書及びその関係書類を添付します。)

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	譲渡価額	譲受者	住所 氏名	寄附者と譲受者との関係	使用実績
引渡年月日									
8・〇・〇	土地	宅地	東京都□□区×××	230㎡	100,000	東京都□□区△△ ○○ ●●	なし		○○施設敷地
8・△・△									
・									
・									
・									
・									
合計					① 千円 100,000				

譲渡した寄附財産等の明細等を記載してください。

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	取得価額	取得の相手方	住所 氏名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日 使用目的
取得年月日									
8・〇・〇	土地	宅地	東京都□□区×××	250㎡	110,000	東京都□□区△△ □□ □□	なし		8・□・□ ○○施設敷地
8・△・△									
・									
・									
・									
・									
合計					② 千円 110,000				

新たに取得する代替資産の明細及び使用開始日等を記載してください。

代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「②」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「①」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画  
別添のとおり(理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

税理士署名 R01	電話番号(税理士) R02	—	—
-----------	---------------	---	---

具体的な取得計画がない場合には、譲渡した寄附財産等の全てについて非課税承認が受けられません。

(令8.4)

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、寄附財産等を措令第25条の17第3項に定める理由により譲渡する場合（同項第6号に定める理由により譲渡する場合を除きます。）に、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって同項に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地（受贈法人等が個人である場合は、その受贈法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。
- ※ 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、欄外に住所を記載してください。
- (ロ) 「譲渡した財産等の寄附者」には、譲渡した寄附財産等を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- (ハ) 「譲渡した財産等の明細等」には、譲渡した寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
- (ニ) 「代替取得資産の明細等」には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- (ホ) この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「譲渡価額」欄及び「取得価額」欄	譲渡価額の全額が代替資産の取得に充てられていますか。又は、充てられる予定ですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## 二 添付書類

	書 類	チェック
1	譲渡した寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等の登記事項証明書等（受贈法人等が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
3	譲渡した寄附財産等の当初の利用計画等について確認できる書類	<input type="checkbox"/>
4	寄附財産等を譲渡することになったことについての理由書等	<input type="checkbox"/>
5	① 寄附財産等が次の②以外のものである場合 寄附財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し ② 寄附財産等が公益信託の信託財産とするための寄附に係るものである場合 信託行為においてその信託財産の譲渡について権限を有する者のその寄附財産の譲渡の決定（その譲渡の決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含みます。）に係る議事録その他これに相当する書類の写し	<input type="checkbox"/>
6	寄附財産等の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写しなど	<input type="checkbox"/>
7	代替資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写しなど	<input type="checkbox"/>
8	届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
9	寄附財産等の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表	<input type="checkbox"/>
10	譲渡価額の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類	<input type="checkbox"/>
11	代替資産の利用状況が分かる平面図（設計図）、写真等	<input type="checkbox"/>

○ 措令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合（7ページの(3)参照）

様式ID NTA1VNX4250100

受贈法人等の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合の届出書

令和8年○月○日 提出 国税庁長官				提出先	F01	□□□□	税務署長	
届出者(共同受託の場合は、主宰受託者)								
郵便番号	F05	***-****	住所又は所在地	F06	東京都○○区××2丁目□			
氏名又は名称(カナ)	F03	コウエキシャダンホウジン ****	代表者氏名(カナ)	H06	**** ****	電話番号	F07	03 - 1111 - XXXX
氏名又は名称	F04	公益社団法人 ○○○○	代表者氏名	H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □	
公益信託の名称						業種又は職業		

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・(令) 7年○月○日	承認年月日	昭・平・(令) 7年□月○日
譲渡した財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 下記と同じ) 〒 ***-**** 東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)	
	電話番号	***-****	
	フリガナ	氏名	

譲渡した財産等の種類(該当する□にレ印を記入してください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産で、同項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ、ホ又はヘに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理されていたもの <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたもの
--------------------------------	---

譲渡した財産等及び代替取得資産の管理方法	基金(所轄庁の証明年月日 7・○・○)	届出者の所轄庁	内閣総理大臣
	基本金		

譲渡した財産等の明細等							
種類	細目	所在地	数量	譲渡価額	契約年月日	特定管理方法により管理することについて理事会等において決定された年月日又は公益信託の信託管理人の同意を得た年月日	使用実績
					引渡年月日		
有価証券	上場株式	(株)○○	5,000株	千円 100,000	8・X・X 8・X・X	7・○・○	配当金を助成金の原資とする
合計				① 千円 100,000			

譲渡した寄附財産等の明細等を記載してください。

代替取得資産の明細等							
種類	細目	所在地	数量	取得価額	契約年月日	特定管理方法により管理することについて理事会等において決定された年月日又は公益信託の信託管理人の同意を得た年月日	使用目的
					取得年月日		
土地	宅地	東京都○○区●●	250㎡	千円 110,000	8・X・X 8・X・X	7・○・○	○○施設敷地
合計				② 千円 110,000			

新たに取得する代替資産の明細等を記載してください。

代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「②」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「①」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画別添のとおり(理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

税理士署名	R01	電話番号(税理士)	R02	—
税務署整理欄	通信日付印の年月日	(西暦)年 月 日	備考	
	F12			

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、承認特例の適用を受けた寄附財産又は措法第 40 条第 5 項第 2 号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたものを譲渡する場合に、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産を引き続き特定管理方法により管理することを申し出る際に使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地（受贈法人等が個人である場合は、その受贈法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。
- ※ 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、欄外に住所を記載してください。
- (ロ) 「譲渡した財産等の寄附者」には、譲渡した寄附財産等を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- (ハ) 「譲渡した財産等の明細等」には、譲渡した寄附財産等の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
- (ニ) 「代替取得資産の明細等」には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- (ホ) この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「譲渡価額」欄及び「取得価額」欄	譲渡価額の全額が代替取得資産の取得に充てられていますか。又は、充てられる予定ですか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	譲渡した寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等の登記事項証明書等（受贈法人等が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
3	譲渡した寄附財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録若しくは公益信託の合議制の機関の議事録又は譲渡した寄附財産等を特定管理方法により管理することについて信託管理人の同意があったことが分かる書類（以下このニにおいて「理事会等の議事録等」といいます。）の写し	<input type="checkbox"/>
4	譲渡した寄附財産等が記載されている基金明細書又は基本金明細書等の写し	<input type="checkbox"/>
5	寄附財産等の譲渡に係る理事会等の議事録等の写し	<input type="checkbox"/>
6	寄附財産等の譲渡に係る売買契約書などの写し	<input type="checkbox"/>
7	届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人、認定 NPO 法人等又は公益信託の受託者である場合には、これらの者の所轄庁が発行した基金の証明書の写し	<input type="checkbox"/>
8	代替取得資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写しなど	<input type="checkbox"/>
9	届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替取得資産の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>

	書 類	チェック
10	代替取得資産を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し	<input type="checkbox"/>
11	代替取得資産が記載されている基金明細書又は基本金明細書等の写し	<input type="checkbox"/>
12	寄附財産等の譲渡及び代替取得資産の取得に係る収支明細表	<input type="checkbox"/>
13	寄附財産等の譲渡代金の全部又は一部が代替取得資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替取得資産の取得計画書及びその関係書類	<input type="checkbox"/>

○ 買換資産を取得する場合（5ページの(1)参照）

様式ID NTA1

☞ 受贈法人等の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。★

租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による買換資産の届出書



令和 8 年 ○ 月 ○ 日 提出 国税庁長官		提出先 F01	□□□□	税務署長	個人番号又は法人番号 F02	◎●●●●○○○△△△△
届出者（共同受託の場合は、主宰受託者）						
郵便番号 F05	***-****	住所又は所在地 F06	東京都○○区××2丁目□			
氏名又は名称(カナ) F03	コウエキシャダシホリジン ****	代表者氏名(カナ) H06	****	****	電話番号 F07	03 - 1111 - XXXX
氏名又は名称 F04	公益社団法人 ○○○○	代表者氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □	
公益信託の名称				業種又は職業		
共同受託の場合は右の□にレ印を記入し、「租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受ける場合の付表」を併せて提出してください。 □						

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定です。同条第5項第1号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・ <u>平</u> ・令 15 年 ○ 月 ○ 日	承認年月日	昭・ <u>平</u> ・令 17 年 ○ 月 ○ 日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 東京都○○区××1丁目1) 〒 ***-****	
	電話番号	東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)	
	フリガナ	**** ****	
	氏名	● ● ● ●	

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業の用に直接供した日	使用実績
土地	宅地	東京都○○区××・・・	200㎡	100,000 千円	R 8・7・○	H15・10・○	○○施設敷地
				千円	・ ・	・ ・	

☞ 譲渡しようとする寄附財産等の寄附者及び明細等を記載してください。

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都○○区●●・・・	250㎡	110,000 千円	R 8・10・○	R 9・4・○	××施設敷地
				千円	・ ・	・ ・	
				千円	・ ・	・ ・	

☞ 取得しようとする買換資産の明細等を記載してください。

その他参考事項(やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

税理士番号 R01	電話番号(税理士) R02	—
☞ やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。		備考

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、寄附財産等を譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得する場合において、措法第40条第5項第1号の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地（受贈法人等が個人である場合は、その受贈法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。
- ※ 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、欄外に住所を記載してください。
- (ロ) 「譲渡しようとする財産等の寄附者」には、譲渡しようとする寄附財産等を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- (ハ) 「譲渡しようとする財産等の明細」には、譲渡しようとする寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
- (ニ) 「取得しようとする買換資産の明細」には、取得しようとする買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- (ホ) 「その他参考事項」は、その他参考となる事項や取得しようとする買換資産をやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- (ヘ) この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「譲渡予定価額」欄及び「取得予定価額」欄	譲渡予定価額の全額が買換資産の取得に充てられる予定ですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
3	「使用開始予定年月日」欄	譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を経過する場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
4	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	譲渡しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等の登記事項証明書等（受贈法人等が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
3	買換資産をやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>

○ 特定買換資産を取得する場合（6ページの(2)参照）

様式ID NTA

受贈法人等の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。★

租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書



令和 8 年 ○月 ○日 提出 国税庁長官		提出先 F01	□□□□	税務署長	個人番号 又は 法人番号	F02	◎●●●●○○○○△△△△
届出者（共同受託の場合は、主宰受託者）							
郵便番号 F05	***-***	住所又は 所在地 F06	東京都○○区××2丁目□				
氏名又は 名称 (カナ) F03	シャカイケンホウジン ****	代表者 氏名 (カナ) H06	****	****	電話 番号 F07	03	- 1111 - XXXX
氏名又は 名称 F04	社会福祉法人 ○○○○	代表者 氏名 H07	○ ○ ○ ○		連絡先 氏名	○ ○ □ □	
公益信託 の名称		業種又 は職業					
共同受託の場合は右の□にレ印を記入し、「租税特別措置法第40条第__項の規定の適用を受ける場合の付表」を併せて提出してください。 □							

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産で租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ、ホ又はヘに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理しているものを下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産（以下「特定買換資産」といいます。）を、特定管理方法により管理する予定ですので、同法第40条第5項第2号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 3 年 ○ 月 ○ 日	承認年月日	昭・平・令 4 年 ○ 月 ○ 日
譲渡しようとする 財産等の寄附者	住 所	( 寄附時の住所 東京都○○区××1丁目1 )	
	電 話 番 号	〒 ***-****	
	フリガナ	東京都○○区××3丁目4 ( 電話番号 03 - 0000 - XXXX )	
氏 名	● ● ● ●		
譲渡しようとする財産等 及び取得しようとする 特定買換資産の管理方法	基 金 (所轄庁の証明年月日 . . . )	届出者の所轄庁	○○区○○課
譲渡しようとする財産等の明細			

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	特定管理方法により管理することについての理事会等において決定された年月日又は公益信託の信託管理人の同意を得た年月日	使用実績
土地	宅地	東京都○○区××. . .	200㎡	100,000 千円	8・7・○	8・5・○	○○施設敷地
				千円	. . .	. . .	

譲渡しようとする寄附財産等の明細等を記載してください。

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	特定管理方法により管理することについての理事会等における決定予定年月日又は公益信託の信託管理人の同意予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都○○区●●. . .	250㎡	110,000 千円	8・10・○	8・8・○	××施設敷地
				千円	. . .	. . .	

取得しようとする特定買換資産の明細等を記載してください。

その他参考事項

税理士署名 R01		電話番号 (税理士) R02	-	-
税務署 整理欄	通信日付印の年月日 F12	(西暦) 年 月 日	備考	

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、寄附財産等（承認特例の適用を受けたものを除きます。）で特定管理方法により管理しているものを譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって特定買換資産を取得する場合において、措法第40条第5項第2号の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

(イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地（受贈法人等が個人である場合は、その受贈法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。

※ 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、欄外に住所を記載してください。

(ロ) 「譲渡しようとする財産等の寄附者」には、譲渡しようとする寄附財産等を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。

(ハ) 「譲渡しようとする財産等の明細」には、譲渡しようとする寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。

(ニ) 「取得しようとする特定買換資産の明細」には、取得しようとする特定買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。

(ホ) この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「譲渡予定価額」欄及び「取得予定価額」欄	譲渡予定価額の全額が特定買換資産の取得に充てられる予定ですか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	譲渡しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等の登記事項証明書等（受贈法人等が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
3	譲渡しようとする寄附財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録若しくは公益信託の合議制の機関の議事録又は譲渡しようとする寄附財産等を特定管理方法により管理することについて信託管理人の同意があったことが分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>
4	譲渡しようとする寄附財産等が記載されている基金明細書又は基本金明細書等の写し	<input type="checkbox"/>
5	届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人、認定NPO法人等又は公益信託の受託者である場合には、これらの者の所轄庁が発行した基金の証明書の写し	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合（8ページの(4)参照）

様式ID NTA1VNX4090

受贈法人等（被合併法人）の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

租税特別措置法第40条第6項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書



令和 8 年 ○月 ○日 提出 国税庁長官		提出先 F01	□□□□	税務署長	法人番号 F02	◎●●●●○○○△△△△
届出者	郵便番号 F05	***-****	所在地 F06	東京都○○区××2丁目□		
名称 (カナ) F03	コウエキサ イタンホウジン ****		代表者氏名 (カナ) H06	****	****	電話番号 F07
名称 F04	公益財団法人 ○○○○		代表者氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を下記のとおり合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等に移転する予定ですので、同条第6項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・(平)・令 15 年 ○ 月 ○ 日	承認年月日	昭・(平)・令 17 年 ○ 月 ○ 日
公益合併法人に移転しようとする財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 東京都○○区××1丁目1) 〒 ***-****	
	電話番号	東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)	
	フリガナ	**** ****	
	氏名	● ● ● ●	

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡				

特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細を記載してください。

公益合併法人【 存続する法人  設立する法人】 【合併予定年月日 令和 8 年 8 月 ○ 日】

所在地	東京都○○区××2丁目●	代表者氏名	□ □ □ □
名称 (カナ)	コウエキサ イタンホウジン ****	電話番号	03 - 2222 - XXXX
名称	公益財団法人 △△△△	法人番号	◎●●●●○○○△△△△

公益合併法人に移転しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡	8・10・○	○○施設敷地

公益合併法人に移転しようとする寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項(やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日	令和 年 月 日
-----------	----------

税理士署名 R01	電話番号 R02	—	—
やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。			

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等（被合併法人）が公益合併法人に対し、寄附財産等を移転しようとする場合において、措法第40条第6項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等（被合併法人）の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「公益合併法人に移転しようとする財産等の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
  - (ニ) 「公益合併法人」には、寄附財産等の移転を受ける公益合併法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。また、合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の別により、【 存続する法人、 設立する法人】欄のにレ印を記入してください。
  - (ホ) 「公益合併法人に移転しようとする財産等の明細」には、公益合併法人に移転しようとする寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ヘ) 「その他参考事項」は、その他参考となる事項や移転しようとする寄附財産等をやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
  - (ト) この届出書は「公益合併法人に移転しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を経過する場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	公益合併法人に移転しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等（被合併法人）の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	公益合併法人が措法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類（54ページ参照）	<input type="checkbox"/>
4	公益合併法人に移転しようとする寄附財産等をやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合（8ページの(5)参照）

様式ID NTA1VNX410

受贈法人等（解散する法人）の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書



令和8年○月○日 提出 国税庁長官		提出先 F01	□□□□	税務署長	法人番号 F02	◎●●●●○○○○△△△△
届出者	郵便番号 F05	***-****	所在地 F06	東京都○○区××2丁目□		
名称 (カナ) F03	コウエイサ イタンホウジン ****		代表者氏名 (カナ) H06	****	****	電話番号 F07
名称 F04	公益財団法人 ○○○○		代表者氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を下記のとおり解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより他の公益法人等に移転する又は公益信託の信託財産とする予定ですので、同条第7項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・(平)・令 15年 ○月 ○日	承認年月日	昭・(平)・令 17年 ○月 ○日
解散引継法人等に 移転等を しようとする 財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 東京都○○区××1丁目1) 〒***-****	
	電話番号	東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)	
	フリガナ	**** ****	
	氏名	● ● ● ●	

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡				

特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

解散引継法人等（共同受託の場合は、主宰受託者）

【解散予定年月日 令和 8年 9月 ○日】

住所又は所在地	東京都○○区××2丁目●	代表者氏名	□ □ □ □
氏名又は名称 (カナ)	コウエイサ イタンホウジン ****	業種又は職業	
氏名又は名称	公益財団法人 △△△△	電話番号	03 - 2222 - XXXX
個人番号又は法人番号	◎●●●●○○○○△△△△	公益信託の名称	

共同受託の場合は右の□にレ印を記入し、「租税特別措置法第40条第\_項の規定の適用を受ける場合の付表」を併せて提出してください。 □

解散引継法人等に移転等をしようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始 予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡	8・10・○	○○施設敷地

解散引継法人等に残余財産の分配又は引渡しにより移転等をしようとする寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項(やむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日	令和 年 月 日
-----------	----------

やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。	電話番号 R02	-	-
----------------------------------	----------	---	---

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が解散し、寄附財産等を残余財産の分配又は引渡しにより解散引継法人等に移転等をしようとする場合において、措法第40条第7項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等（解散する法人）の主たる事務所の所在地等を記載してください。
- (ロ) 「解散引継法人等に移転等をしようとする財産等の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- (ハ) 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- (ニ) 「解散引継法人等」には、残余財産の分配又は引渡しにより寄附財産等の移転等を受ける解散引継法人等の主たる事務所の所在地（解散引継法人等が個人である場合は、その解散引継法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、解散引継法人等が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄の記載は不要です。）。
- (ホ) 「解散引継法人等に移転等をしようとする財産等の明細」には、残余財産の分配又は引渡しにより移転等をしようとする寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- (ヘ) 「その他参考事項」は、その他参考となる事項や移転等をしようとする寄附財産等をやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- (ト) この届出書は「解散引継法人等に移転等をしようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を経過する場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	解散引継法人等に移転等をしようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	解散引継法人等の登記事項証明書等（解散引継法人等が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
4	解散引継法人等が措法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類（54ページ参照）	<input type="checkbox"/>
5	解散引継法人等に移転等をしようとする寄附財産等をやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消し処分を受けた場合（9ページの(6)参照）

様式ID NTA1VNX411010010

受贈法人等の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

令和 8 年 ○月 ○日 提出 国税庁長官

届出者 提出先 F01 □□□□ 税務署長 法人番号 F02 ◎●●●●○○○○△△△△

郵便番号 F05 \*\*\*-\*\*\* 所在地 F06 東京都○○区××2丁目□

名称 (カナ) F03 イッパソ<sup>イ</sup>イダン<sup>イ</sup>ホウジン \*\*\*\* 代表者氏名 (カナ) H06 \*\*\*\* \*\* 電話番号 F07 03 - 1111 - XXXX

名称 F04 一般財団法人 ○○○○ 代表者氏名 H07 ○ ○ ○ ○ 連絡先氏名 ○ ○ □ □

租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する又は公益信託の信託財産とする予定ですので、同条第8項の規定による届出をします。

当初寄附年月日 昭・(平)・令 28年 ○月 ○日 承認年月日 昭・(平)・令 30年 ○月 ○日

引継法人等に贈与等をしようとする財産等の寄附者

住所 (寄附時の住所 東京都○○区××1丁目1) 〒 \*\*\*-\*\*\* 東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)

電話番号 フリガナ \*\*\*\* \*\* 氏名 ● ● ● ●

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡				

特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

届出者が特定処分を受けた年月日 令和 8 年 ○月 ○日 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細 使途不特定財産額が保有制限を超過したため。

引継法人等（共同受託の場合は、主宰受託者） 【贈与等の予定年月日 令和 8 年 6 月 ○日】

住所又は所在地 東京都○○区××2丁目● 代表者氏名 × × × ×

氏名又は名称 (カナ) コウエキ<sup>イ</sup>イダン<sup>イ</sup>ホウジン \*\*\*\* 業種又は職業

氏名又は名称 公益財団法人 △△△△ 電話番号 03 - 2222 - XXXX

個人番号又は法人番号 ◎●●●●○○○○△△△△ 公益信託の名称

共同受託の場合は右の□にレ印を記入し、「租税特別措置法第40条第 項の規定を受ける場合の付表」を併せて提出してください。 □

公益引継資産(引継法人等に贈与等をしようとする財産等)の明細

種類	細目	所在地	数量	特定処分前目における価額	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡	100,000 <sup>千円</sup>	8・12・○	○○施設敷地

租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額 (左欄の金額の計算に関する明細) 円

代替公益引継資産(引継法人等が公益引継資産で取得しようとする資産)の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始	使用目的

引継法人等に贈与等をしようとする寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項(やむを得ない事情により贈与等の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

税理士番号 R01 電話番号 R02 - -

やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が公益認定の取消しの処分（特定処分）を受けたため、定款の定めに従い、寄附財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産（引継財産）を引継法人等に贈与等をしようとする場合において、措法第 40 条第 8 項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「引継法人等に贈与等をしようとする財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。
  - (ニ) 「引継法人等」には、引継財産の贈与等を受ける引継法人等の主たる事務所の所在地（引継法人等が個人である場合は、その引継法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、引継法人等が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄の記載は不要です。）。
  - (ホ) 「公益引継資産（引継法人等に贈与等をしようとする財産等）の明細」には、贈与等をしようとする寄附財産等の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措法第 40 条第 8 項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。
  - (ヘ) 「代替公益引継資産（引継法人等が公益引継資産で取得しようとする資産）の明細」には、引継法人等が、公益引継資産をもって新たに取得しようとする財産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ト) 「その他参考事項」は、その他参考となる事項や贈与等をしようとする寄附財産等をやむを得ない事情により贈与等の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
  - (チ) この届出書は「引継法人等に贈与等をしようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	贈与等の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内ですか。その期間を経過する場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	引継法人等に贈与等をしようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	引継法人等の登記事項証明書等（引継法人等が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
4	引継法人等が措法第 40 条第 8 項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類（54 ページ参照）	<input type="checkbox"/>
5	引継法人等に贈与等をしようとする寄附財産等をやむを得ない事情により贈与等の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>

- 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等の贈与等をする場合（10ページの(7)参照）

様式ID  受贈法人等（特定一般法人）の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与等をする場合の届出書



令和 8 年 ○月 ○日 提出 国税庁長官		提出先 F01	<input type="text"/>	税務署長 法人番号 F02	<input type="text"/>
届出者	郵便番号 F05	***-****	所在地 F06	東京都○○区××2丁目□	
名称 (カナ) F03	イッパンスァイアンホウジン ****		代表者氏名 (カナ) H06	****	電話番号 F07
名称 F04	一般財団法人 ○○○○		代表者氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、下記のとおり他の公益法人等に贈与又は公益信託の信託財産とする予定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる寄附又は支出に該当します。）ですので、租税特別措置法第40条第9項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 15 年 ○月 ○日	承認年月日	昭・平・令 17 年 ○月 ○日
受贈公益法人等に贈与等をする財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 東京都○○区××1丁目1) 〒***-****	
	電話番号	東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)	
	フリガナ	*** **	
	氏名	● ● ● ●	

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡				

特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

受贈公益法人等（共同受託の場合は、主宰受託者）		【贈与等の予定年月日 令和 8 年 9 月 ○日】	
住所又は所在地	東京都○○区××2丁目□	代表者氏名	× × × ×
氏名又は名称 (カナ)	コウエイサァイアンホウジン ****	業種又は職業	
氏名又は名称	公益財団法人 ○○○○	電話番号	03 - 2222 - XXXX
個人番号又は法人番号	◎●●●●○○○○△△△△	公益信託の名称	

共同受託の場合は右の□にレ印を記入し、「租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受ける場合の付表」を併せて提出してください。 □

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡	R 8・10・○	○○施設敷地

受贈公益法人等に贈与等をする寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項(やむを得ない事情により贈与等の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日	令和 年 月 日
-----------	----------

やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。	R02	-	-
----------------------------------	-----	---	---

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等である特定一般法人が、公益目的支出計画に基づき寄附財産等を受贈公益法人等に贈与等をしようとする場合において、措法第40条第9項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等（特定一般法人）の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「受贈公益法人等に贈与等をしようとする財産等の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
  - (ニ) 「受贈公益法人等」には、寄附財産等の贈与等を受ける受贈公益法人等の所在地（受贈公益法人等が個人である場合は、その受贈公益法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、受贈公益法人等が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄の記載は不要です。）。
  - (ホ) 「受贈公益法人等に贈与等をしようとする財産等の明細」には、贈与等をしようとする寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ヘ) 「その他参考事項」は、その他参考となるべき事項や贈与等をしようとする寄附財産等を贈与等の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
  - (ト) この届出書は「受贈公益法人等に贈与等をしようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	贈与等の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を超える場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	受贈公益法人等に贈与等をしようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である特定一般法人の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	受贈公益法人等の登記事項証明書等（受贈公益法人等が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
4	受贈公益法人等が措法第40条第9項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類（54ページ参照）	<input type="checkbox"/>
5	受贈公益法人等に贈与等をしようとする寄附財産等をやむを得ない事情により贈与等の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>

- 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合（11ページの(8)参照）

受贈法人等（譲渡法人）の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

様式ID

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書



令和 8 年 ○月 ○日 提出 国税庁長官		提出先 F01	□□□□	税務署長	法人番号	F02	◎●●●●○○○○△△△△
届出者							
郵便番号 F05	***-***	所在地 F06	東京都○○区××2丁目□				
名称 (カナ) F03	シャイクウホウジン ****		代表者氏名 (カナ) H06	***	***	電話番号 F07	03 - 1111 - XXXX
名称 F04	社会福祉法人 ○○○○		代表者氏名 H07	○	○	○	○

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等（譲受法人）に贈与する予定ですので、同条第10項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項	
当初寄附年月日	昭・(平)・令 15 年 ○月 ○日 承認年月日 昭・(平)・令 17 年 ○月 ○日
譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者	住所 (寄附時の住所 東京都○○区××1丁目1) 〒 ***-**** 東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)
	フリガナ **** *
	氏名 ● ● ● ●

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡				

特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

2 届出者(譲渡法人)に関する事項	幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日	令和 8 年 × 月 × 日
-------------------	----------------------------------	----------------

3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細					
種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡	8・10・○	こども園の園舎敷地

譲受法人に贈与しようとする寄附財産等の明細等を記載してください。

4 譲受法人に関する事項	【贈与予定年月日 令和 8 年 9 月 □ 日】
--------------	--------------------------

所在地	東京都○○区××2丁目□	代表者氏名	× × × ×
名称 (カナ)	ガッコウホウジン ****	電話番号	03 - 2222 - XXXX
名称	学校法人 ○○○○	法人番号	◎●●●●○○○○△△△△
幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日		令和 8 年 △ 月 △ 日	

5 その他参考事項(やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)			
使用開始予定年月日	令和	年	月 日

税務署長	電話番号	F02	-	-
やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。				

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために寄附財産等を贈与しようとする場合において、措法第40条第10項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等（譲渡法人）の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
  - (ニ) 「2 届出者（譲渡法人）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
    - A 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
    - B 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
    - C 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
  - (ホ) 「3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細」の「使用開始予定年月日」欄には、寄附財産等を幼保連携型認定こども園の事業に使用開始する予定年月日を記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ヘ) 「4 譲受法人に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
    - A 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
    - B 幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園を除きます。）の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
    - C 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
    - D 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
    - E 届出者（譲渡法人）が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出を行った日
  - (ト) 「5 その他参考事項」は、その他参考となる事項や贈与しようとする寄附財産等をやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
  - (チ) この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、幼保連携型認定こども園を設置、運営する事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を超える場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	譲受法人に贈与しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等及び譲受法人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
3	譲受法人が措法第40条第10項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類(54 ページ参照)	<input type="checkbox"/>
4	譲受法人に贈与しようとする寄附財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類	<input type="checkbox"/>
5	上記ロの(ニ)及び(ハ)の認可等を受けたこと又はその申請をしたことなどを証する書類	<input type="checkbox"/>
6	幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録の写し等)	<input type="checkbox"/>
7	譲受法人に贈与しようとする寄附財産等をやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る公益信託の受託者に任務終了事由等が生じた場合（11ページの(9)参照）

受贈法人等（当初受託者）の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益信託の受託者が任務の終了・合併・分割により財産等を移転する場合の届出書



令和 8 年 ○月 ○日 提出 国税庁長官	提出先 F01	□□□□	税務署長	個人番号又は法人番号 F02	◎●●●●○○○○△△△△
届出者（共同受託の場合は、主宰受託者(注)）					
郵便番号 F05	***-***	住所又は所在地 F06	東京都○○区××2丁目□		
氏名又は名称(カナ) F03	*** シンタキギンコウバシカ`イシヤ	代表者氏名(カナ) H06	****	****	電話番号 F07 03 - 1111 - XXXX
氏名又は名称 F04	○○○○ 信託銀行株式会社	代表者氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □
公益信託の名称	公益信託△△△△			業種又は職業	信託銀行
共同受託の場合は右の□にレ印を記入し、「租税特別措置法第40条第__項の規定を受ける場合の付表」を併せて提出してください。 <input checked="" type="checkbox"/>					

租税特別措置法第40条第1項後段の公益信託の受託者の任務の終了、合併・移転する予定ですので、同条第11項の規定を受ける場合の付表（55ページ参照）も提出してください。

当初寄附年月日	令和 8 年 △月 ○日	承認年月日	令和 8 年 □月 ○日
引継受託者に移転しようとする財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 東京都○○区××1丁目1) 〒***-****	
	電話番号	東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)	
	フリガナ	**** ****	
	氏名	● ● ● ●	

種類	細目	所在地	数量	備考
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡	特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

任務終了事由等		
任務終了事由等が生じた年月日	任務終了事由等が生じた受託者	任務終了事由等の詳細
令和 8 年 △月 ○日	○○○○ 信託銀行株式会社	当初受託者の辞任・・・など

引継受託者（引継受託者が複数あり、その中に主宰受託者が存する場合は、当該主宰受託者(注)）			
住所又は所在地	東京都○○区××2丁目●	代表者氏名	× × × ×
氏名又は名称(カナ)	*** シンタキギンコウバシカ`イシヤ	業種又は職業	信託銀行
氏名又は名称	△△△△ 信託銀行株式会社	電話番号	03 - 2222 - XXXX
個人番号又は法人番号	◎●●●●○○○○△△△△	公益信託の名称	公益信託△△△△

引継受託者が2以上ある場合は右の□にレ印を記入し、「租税特別措置法第40条第\_\_項の規定を受ける場合の付表」を併せて提出してください。

公益信託に関する法律第12条第1項に規定する新受託者の選任若しくは同法第7条第2項各号に掲げる事項の変更に係る同法第12条第1項の認可の申請をした日又は同項ただし書に規定する新受託者の選任に係る同法第14条第1項の規定による届出の予定年月日	令和 8 年 ●月 ○日
--	--------------

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡	8・▲・○	○○施設敷地

引継受託者に移転しようとする寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項(やむを得ない事情により認可又は届出の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)	
使用開始予定年月日	令和 年 月 日

やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。	番号(理士) R02	-	-
----------------------------------	------------	---	---

引継受託者が複数いる場合は□にレ印を付し、「租税特別措置法第40条第\_\_項の規定を受ける場合の付表」も提出してください。

(注) 主宰受託者に変更がある場合

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等である公益信託の受託者（当初受託者）が任務の終了、合併又は分割により引継受託者に寄附財産等を移転しようとする場合において、措法第40条第11項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、当初受託者の主たる事務所の所在地（当初受託者が個人である場合は、その当初受託者の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、当初受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。  
※ 上記の当初受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、欄外に住所を記載してください。
- (ロ) 「引継受託者に移転しようとする財産等の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- (ハ) 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- (ニ) 「引継受託者」には、寄附財産等の移転を受ける引継受託者の所在地（引継受託者が個人である場合は、その引継受託者の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。
- (ホ) 「引継受託者に移転しようとする財産等の明細」には、移転しようとする寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- (ヘ) 「その他参考事項」は、その他参考となるべき事項や移転しようとする寄附財産等を認可又は届出の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- (ト) この届出書は「引継受託者に移転しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	認可又は届出の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を超える場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	引継受託者に移転しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である当初受託者の登記事項証明書等（当初受託者が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
3	引継受託者の登記事項証明書等（引継受託者が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
4	引継受託者が措法第40条第11項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類（54ページ参照）	<input type="checkbox"/>
5	公益信託法第12条第1項に規定する新受託者の選任の認可の申請をしたことを証する書類（選任認可申請書）又は同法第7条第2項各号に掲げる事項の変更に係る同法第12条第1項の認可の申請をしたことを証する書類（変更認可申請書）の写し	<input type="checkbox"/>
6	引継受託者に移転しようとする寄附財産等をやむを得ない事情により認可又は届出の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る公益信託が終了する場合（12ページの(10)参照）

受贈法人等（当初公益信託の受託者）の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

租税特別措置法第40条第12項の規定による当初公益信託の受託者が公益信託の終了により財産等の移転等をする場合の届出書



令和 8 年 ○月 ○日 提出 国税庁長官		提出先 F01	□□□□	税務署長	個人番号又は法人番号 F02	●●●●○○○○△△△△
届出者（共同受託の場合は、主宰受託者）						
郵便番号 F05	***-****	住所又は所在地 F06	東京都○○区××2丁目□			
氏名又は名称 (カナ) F03	**** *	代表者氏名 (カナ) H06		電話番号 F07	03	- 1111 - XXXX
氏名又は名称 F04	○ ○ ○ ○	代表者氏名 H07		連絡先氏名		
公益信託の名称	公益信託□□□□			業種又は職業	弁護士	

共同受託の場合は右の□にレ印を記入し、「租税特別措置法第40条第\_\_項の規定の適用を受ける場合の付表」を併せて提出してください。

租税特別措置法第40条第1項に移転し又は他の公益信託の信託に委託する場合は□にレ印を付し、「租税特別措置法第40条第\_\_項の規定を受ける場合の付表」（55ページ参照）も提出してください。

当初寄附年月日	令和 8 年 △月 ○日	承認年月日	令和 8 年 □月 ○日
帰属権利者に移転等しようとする財産等の寄附者 フリガナ 氏名	住所	(寄附時の住所 東京都○○区××1丁目1) 〒 ***-****	
	電話番号	東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)	
	フリガナ	****	****
	氏名	● ● ● ●	

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡				

特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

公益信託の終了事由等	公益信託の終了の予定年月日	公益信託の終了に係る事由の詳細
	令和 8 年 △月 ○日	信託の目的を達成したことによる公益信託の終了・・・など

帰属権利者（共同受託の場合は、主宰受託者）			
住所又は所在地	東京都○○区××2丁目●	代表者氏名	
氏名又は名称 (カナ)	**** *	業種又は職業	弁護士
氏名又は名称	△ △ ○ ○	電話番号	03 - 2222 - XXXX
個人番号又は法人番号	●●●●○○○○△△△△	公益信託の名称	公益信託○○○○

共同受託の場合は右の□にレ印を記入し、「租税特別措置法第40条第\_\_項の規定の適用を受ける場合の付表」を併せて提出してください。

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都○○区××...	200㎡	8・●・○	○○施設敷地

帰属権利者に移転等しようとする寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項(やむを得ない事情により公益信託の終了の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)	
使用開始予定年月日	令和 年 月 日

やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。	電話番号(理士) R02	-
----------------------------------	--------------	---

整理欄	F12	備考
-----	-----	----

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等である公益信託の受託者（当初公益信託の受託者）が公益信託の終了により帰属権利者に寄附財産等の移転等をしようとする場合において、措法第40条第12項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、当初公益信託の受託者の主たる事務所の所在地（当初公益信託の受託者が個人である場合は、その当初公益信託の受託者の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、当初公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。
- ※ 上記の当初公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、欄外に住所を記載してください。
- (ロ) 「帰属権利者に移転等をしようとする財産等の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- (ハ) 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- (ニ) 「帰属権利者」には、寄附財産等の移転等を受ける帰属権利者の所在地（帰属権利者が個人である場合は、その帰属権利者の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、帰属権利者が他の公益信託の受託者である場合に記載してください（その他の公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄の記載は不要です。）。
- (ホ) 「帰属権利者に移転等をしようとする財産等の明細」には、移転等をしようとする寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- (ヘ) 「その他参考事項」は、その他参考となるべき事項や移転等をしようとする寄附財産等を公益信託の終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- (ト) この届出書は「帰属権利者に移転等をしようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	公益信託の終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を超える場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書類	チェック
1	帰属権利者に移転等をしようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である当初公益信託の受託者の登記事項証明書等（当初公益信託の受託者が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
3	帰属権利者の登記事項証明書等（帰属権利者が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
4	帰属権利者が措法第40条第12項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類（54ページ参照）	<input type="checkbox"/>
5	公益信託の終了の日が分かる書類（公益信託の終了届出書など）の写し	<input type="checkbox"/>
6	帰属権利者に移転等をしようとする寄附財産等をやむを得ない事情により公益信託の終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合（13ページの(12)イ参照）

様式ID ☞ 受贈法人等の所在地・名称・所轄  
税務署名等を記載してください。

租税特別措置法第40条第16項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書



令和 8 年 ○ 月 ○ 日 提出 国税庁長官											
届出者		提出先	F01	□□□□	税務署長	法人番号	F02	◎●●●●○○○○△△△△			
郵便番号	F05	***-***	所在地	F06	東京都○○区××2丁目□						
名称(カナ)	F03	コウエキヤダンホウジン ****			代表者氏名(カナ)	H06	****	****	電話番号	F07	03 - 1111 - XXXX
名称	F04	公益社団法人 ○○○○			代表者氏名	H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □		

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第16項の規定による届出をします。

認定前の名称等		【公益認定法第4条の認定年月日 令和 8 年 ○ 月 ○ 日】										
所在地	東京都○○区××2丁目□											
名称(カナ)	イッパソジャダンホウジン ****					代表者氏名	× × × ×					
名称	一般社団法人 △△△△					電話番号	03 - 1111 - XXXX					
当初寄附年月日		昭・(平)・令 28 年 ○ 月 ○ 日				承認年月日		昭・(平)・令 30 年 ○ 月 ○ 日				
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所	(寄附時の住所 東京都○○区××1丁目1) 〒 ***-****										
	電話番号	東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)										
	フリガナ	**** ****										
氏名	● ● ● ●											
特定贈与等を受けた財産の明細												
種類	細目	所在地				数量	使用実績					
土地	宅地	東京都○○区××・・・				200㎡	○○施設敷地					
☞ 特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。		☞ 公益認定を受ける前の受贈法人等の名称等を記載してください。										
その他参考事項												
税理士署名	R01					電話番号(税理士)	R02	- -				
税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考						

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等である特定一般法人が、公益認定法第4条の認定（公益認定）を受けたことを届け出るときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等がこの届出書を提出するときの主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「認定前の名称等」には、公益認定を受ける前の受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ハ) 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ニ) 「特定贈与等を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
  - (ホ) 「その他参考事項」は、公益認定を受けたことを届け出るときに、特に参考となる事項を記載してください。
  - (ヘ) この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	受贈法人等の公益認定後の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	受贈法人等の公益認定を受けたことを証する書類	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合（14ページの(12)口参照）

受贈法人等の所在地・名称・所轄  
税務署名等を記載してください。

様式ID

租税特別措置法施行令第25条の17第37項の規定による公益法人等が  
公益認定を取り消された場合の届出書



令和 8 年 〇 月 〇 日 提出 国税庁長官		提出先 F01	□□□□	税務署長	法人番号 F02	◎●●●●○○○○△△△△
届出者						
郵便番号 F05	***-****	所在地 F06	東京都〇〇区××2丁目□			
名称(カナ) F03	イッパソクイテンホジソン ****	代表者氏名(カナ) H06	****	****	電話番号 F07	03 - 1111 - XXXX
名称 F04	一般財団法人 ○○○○	代表者氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □	

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第4項の規定に基づき、公益認定を取り消されたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第37項の規定による届出書を作成いたします。

公益認定を取り消される前の受贈法人等の  
名称等を記載してください。

認定取消しの処分前の名称等	
所在地	東京都〇〇区××2丁目□
名称(カナ)	コウエキサクイテンホジソン ****
代表者氏名	× × × ×
名称	公益財団法人 △△△△
電話番号	03 - 1111 - XXXX

取消しの処分を受けた年月日	取消しの処分を受けた事由（二以上の事由があるときはその全ての事由）
令和 8 年 〇 月 〇 日	使途不特定財産額が保有制限を超過したため・・・など

定款変更の有無	定款変更(予定)年月日	定款変更の概要
□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	令和 年 月 日	

当初寄附年月日	昭・平・令 28 年 〇 月 〇 日	承認年月日	昭・平・令 30 年 〇 月 〇 日
---------	--------------------	-------	--------------------

特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所	(寄附時の住所 東京都〇〇区××1丁目1 〒***-**** 東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX))	
	電話番号	フリガナ	
	氏名	● ● ● ●	

特定贈与等を受けた財産の明細				
種類	細目	所在地	数量	使用実績
土地	宅地	東京都〇〇区××・・・	200㎡	〇〇施設敷地

定款を変更する場合には、変更内容の概要を記載してください。

特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

税理士署名 R01	電話番号(税理士) R02	—	—
税務署整理欄	通信日付印の年月日 F12	(西暦) 年 月 日	備考

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等である公益社団（財団）法人が、公益認定法第29条第1項又は第2項の規定により同法第5条の公益認定の取消しの処分（取消処分）を受けたことを届け出る場合に使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等がこの届出書を提出するときの主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「認定取消しの処分前の名称等」には、取消処分を受ける前の受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄には、取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
  - (ハ) 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ニ) 「特定贈与等を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載します。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
  - (ホ) 「その他参考事項」には、取消処分を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
  - (ヘ) この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「取消しの処分を受けた事由」欄	取消しの処分を受けた事由の全てが具体的に記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	届出者である受贈法人等の公益認定の取消処分後の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	公益認定の取消処分を受けたことを証する書類	<input type="checkbox"/>
3	定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）	<input type="checkbox"/>

○ 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令25の17(14)】（14ページの(13)参照）

様式ID NTA1VNX426010010

受贈法人等の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

令和 8 年 ○月 ○日 提出 国税庁長官		提出先 F01	□□□□	税務署長	個人番号 又は 法人番号	F02	◎●●●●○○○○△△△△
届出者（共同受託の場合は、主宰受託者）							
郵便番号 F05	***-***	住所又は 所在地 F06	東京都○○区××2丁目□				
氏名又は 名称 (カナ) F03	カッポウホウジン ****	代表者 氏名 (カナ) H06	****	****	電話 番号 F07	03 - 1111 - XXXX	
氏名又は 名称 F04	学校法人 ○○○○	代表者 氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先 氏名	○ ○ □ □		
公益信託 の名称				業種又 は職業			

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「基本金に組み入れる方法」といいます。）により管理しなくなりましたので、同条第14項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・(平)・令 ○年 ○月 ○日	承認年月日	昭・(平)・令 ●年 ●月 ●日
公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 下記と同じ) 〒 ***-*** 東京都○○区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - XXXX)	
	電話番号		
	フリガナ	*** **	
氏名	● ● ● ●		

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				令和 年 月 日	
<p>寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合は、こちらに寄附財産等の明細等を記載してください。</p>					
				令和 年 月 日	

基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	基本金に組み入れた日	基本金に組み入れる方法で管理しなくなった日
				平・令 年 月 日	令和 年 月 日
<p>寄附財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合は、こちらに寄附財産等の明細等を記載してください。</p>					
				平・令 年 月 日	令和 年 月 日

その他参考事項

--	--	--	--	--	--

税理士署名 R01				電話番号 (税理士) R02	-
-----------	--	--	--	----------------	---

税務署 整理欄	通信日付印の年月日 F12	(西暦) 年 月 日	備考
------------	---------------	------------	----

## イ 使用区分

この届出書は、寄附財産等を特定管理方法により管理している又は管理していた受贈法人等が次の(イ)又は(ロ)の場合に該当するときに使用します。

- (イ) 寄附財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- (ロ) 寄附財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

なお、国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人、認定NPO法人等又は公益信託の受託者が寄附財産等を基金に組み入れる方法により管理しなくなった場合には、これらの者の所轄庁がその事実を国税庁長官に通知することとされているため、これらの者についてはこの届出を行う必要はありません。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地（受贈法人等が個人である場合は、その受贈法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者の場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。  
※ 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、欄外に住所を記載してください。
  - (ロ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」には、公益目的事業の用に直接供しなくなった寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、具体的に記載してください。
  - (ニ) 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
  - (ホ) 「その他参考事項」には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
  - (ヘ) この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## 二 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合	公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類	<input type="checkbox"/>
2	寄附財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合	基本金に組み入れる方法により管理しなくなったことが分かる書類	<input type="checkbox"/>

○ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】（15ページの(14)参照）

☞ 受贈法人等の所在地・名称・所轄  
税務署名等を記載してください。

様式ID NTA1VNZ150010010



公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出書

令和 8 年 ○ 月 ○ 日 提出 国税庁長官						提出先	F01	□□□□	税務署長
届出者(共同受託の場合は、主宰受託者)									
郵便番号	F05	***-***	住所又は所在地	F06	東京都○○区××2丁目□				
氏名又は名称(カナ)	F03	カッコーホウジン	代表者氏名(カナ)	H06	***	***	電話番号	F07	03 - 1111 - XXXX
氏名又は名称	F04	学校法人 ○○○○	代表者氏名	H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □		
公益信託の名称							業種又は職業		

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなりましたので、その旨の届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・(平)・令 ○ 年 ○ 月 ○ 日	承認年月日	昭・(平)・令 ● 年 ● 月 ● 日
公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者	住所	【住所の区分 : <input checked="" type="checkbox"/> 寄附時の住所 <input type="checkbox"/> 現在の住所】	
	〒	***-***	
	東京都○○区××3丁目4	(電話番号 03 - 0000 - XXXX )	
	フリガナ	***	***
氏名	● ● ● ●		

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	

☞ 公益目的事業に直接供しなくなった寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項

税理士署名	R01	電話番号(税理士)	R02	—
-------	-----	-----------	-----	---

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年 月 日	備考
--------	-----------	-----	-----------	----

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、寄附財産等（特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合に、その旨を国税庁長官に届け出るときに使用します。

なお、この届出書が提出された場合には、原則として、措法第40条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することになり、非課税承認が取り消されることとなります。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地（受贈法人等が個人である場合は、その受贈法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。
- ※ 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なる場合は、欄外に住所を記載してください。
- (ロ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」には、寄附財産を寄附した人の寄附時又は現在の住所等を記載してください。
- (ハ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」には、公益目的事業の用に直接供しなくなった寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、具体的に記載してください。
- (ニ) 「その他参考事項」には、公益目的事業の用に直接供しなくなったことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- (ホ) この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

書 類	チェック
公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類その他参考となる資料（※）	<input type="checkbox"/>

※ 例えば、財産等を譲渡した場合には、次のような書類がこれに該当します。

- ・財産等を譲渡することを決定した旨の記載のある公益法人等の理事会等の議事録（公益信託の信託財産とするための寄附に係る財産等の譲渡である場合は、信託行為においてその信託財産の譲渡について権限を有する者のその寄附財産の譲渡の決定（その譲渡の決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含みます。）に係る議事録その他これに相当する書類）の写し
- ・財産等の登記事項証明書
- ・売買契約書の写し
- ・譲渡代金が入金された通帳の写し など

○ 公益信託の主宰受託者の変更があった場合の届出（15 ページの(15)参照）

☞ 「【届出者の区分】」欄の□にレ印を付し、該当する主宰受託者の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

公益信託の主宰受託者の変更届出書



令和 8 年 〇 月 〇 日 提出 国税庁長官				提出先 F01	□ □ □ □	税務署長
届出者（共同受託の場合は、主宰受託者）						
【届出者の区分】（右のうち該当するものにレ印を記入してください。） <input checked="" type="checkbox"/> 変更前の主宰受託者 <input type="checkbox"/> 変更後の主宰受託者						
郵便番号 F05	***-****	住所又は所在地 F06	東京都〇〇区××2丁目□			
氏名又は名称 (カナ) F03	コウエキサ イタンホウジン ****	代表者氏名 (カナ) H06	**** ****	電話番号 F07	03 - 1111 - XXXX	
氏名又は名称 F04	公益財団法人 ○○○○	代表者氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □	
公益信託の名称	公益信託 ○○○○			業種又は職業	財団法人（公益）	
主宰受託者以外の受託者						
郵便番号	***-****	住所又は所在地	東京都〇〇区××2丁目■			
氏名又は名称 (カナ) 1	**** シンタクキンコウカブシカアイシャ	代表者氏名	**** ****	電話番号	03 - 2222 - XXXX	
氏名又は名称	○○○○ 信託銀行株式会社	業種又は職業	× × × ×	連絡先氏名	△ △ □ □	
郵便番号	-	住所又は所在地				
氏名又は名称 2	☞ 共同受託の場合は、主宰受託者以外の受託者の所在地・名称等を記載してください。記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載してください。			電話番号	- -	
☞ 【届出者の区分】で該当しなかった変更前又は変更後の主宰受託者の所在地・名称等を記載してください。						
主宰受託者の変更年月日		令和 8 年 〇 月 〇 日				
【届出者の区分】で該当しなかった変更前又は変更後の主宰受託者						
郵便番号	***-****	住所又は所在地	東京都〇〇区××2丁目○			
氏名又は名称 (カナ)	コウエキサ イタンホウジン ****	代表者氏名 (カナ)	**** ****	電話番号	03 - 3333 - XXXX	
氏名又は名称	公益財団法人 □□□□	代表者氏名	△ △ △ △	連絡先氏名	□ □ □ □	
公益信託の名称	公益信託 ○○○○			業種又は職業	財団法人（公益）	
変更の理由						
☞ 主宰受託者を変更した理由を記載してください。						
税理士署名 R01				電話番号 (税理士) R02	- -	
税務署整理欄	通信日付印の年月日 F12	(西暦) 年 月 日	備考			

## イ 使用区分

この届出書は、一の公益信託の受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったときに、使用します。なお、変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、この届出書を主たる事務所の所在地（提出者が個人である場合は、その提出者の納税地）を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出してください。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者の区分」欄には、届出者の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
  - (ロ) 「届出者」には、届出者の主たる事務所の所在地（届出者が個人である場合は、その届出者の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、届出者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。
    - ※ 上記の届出者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、欄外に住所を記載してください。
  - (ハ) 「主宰受託者以外の受託者」は、上記(ロ)に準じて記載してください。
  - (ニ) 「主宰受託者の変更年月日」欄には、主宰受託者の変更があった日を記載してください。
  - (ホ) 「【届出者の区分】で該当しなかった変更前又は変更後の主宰受託者」には、その主宰受託者の主たる事務所の所在地（その主宰受託者が個人である場合は、その主宰受託者の納税地）及び氏名又は名称を記載してください。なお、「【届出者の区分】で該当しなかった変更前又は変更後の主宰受託者」が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。
  - (ヘ) 「変更の理由」には、主宰受託者の変更の理由を記載してください。
- (注) 主宰受託者以外の受託者が3以上ある場合等この届出書に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し、添付してください。

## ハ 届出時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	変更後の主宰受託者の登記事項証明書等（変更後の主宰受託者が法人である場合）	<input type="checkbox"/>
2	主宰受託者の変更の事実が確認できる書類	<input type="checkbox"/>

(2) 租税特別措置法第40条第6項から第12項までの規定の適用を受けることの確認書

受贈法人等が、措法第40条第6項から第12項までの規定による各届出書(29~43ページ参照)を提出する場合には、寄附財産等を引き継ぐ公益法人等が作成した次の書類を添付する必要があります。

【参考様式】

☞ 寄附財産等を引き継ぐ公益法人等の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

租税特別措置法第40条第  項の規定の適用を受けることの確認書



令和 年 月 日 提出 国税庁長官		提出先		税務署長	
確認をした公益法人等(共同受託の場合は、主宰受託者)					
住所又は所在地		代表者氏名		電話番号	
氏名又は名称(カナ)		業種又は職業		連絡先氏名	
氏名又は名称		業種又は職業		連絡先氏名	
公益信託の名称					
主宰受託者以外の受託者					
1	住所又は所在地	代表者氏名	電話番号	-	
	氏名又は名称(カナ)	業種又は職業	連絡先氏名		
2	住所又は所在地	代表者氏名	電話番号	-	
	氏名又は名称(カナ)	業種又は職業	連絡先氏名		

当公益法人等は、下記の公益法人等が租税特別措置法第40条第  項の規定の適用を受けることを確認しました。

特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた公益法人等(共同受託の場合は、主宰受託者)

住所又は所在地		代表者氏名		電話番号	
氏名又は名称(カナ)		業種又は職業		連絡先氏名	
氏名又は名称		業種又は職業		連絡先氏名	
公益信託の名称					
主宰受託者以外の受託者					
1	住所又は所在地	代表者氏名	電話番号	-	
	氏名又は名称(カナ)	業種又は職業	連絡先氏名		
2	住所又は所在地	代表者氏名	電話番号	-	
	氏名又は名称(カナ)	業種又は職業	連絡先氏名		

☞ 寄附財産等の贈与等を行う受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

参考事項(特定贈与等を受けた財産)

☞ 寄附財産等を引き継ぐ公益法人等又は寄附財産等の贈与等を行う受贈法人等が共同受託の公益信託の受託者である場合に、主宰受託者以外の受託者について記載してください。	数量	
	人等が、当該特定贈与等を受けた公益法人等に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。	

- ☞ 次の区分に応じて次の数字を記載してください。
- (1) 措法第40条第6項の規定の適用を受ける場合 (8、29ページ参照) … 「6」
  - (2) 措法第40条第7項の規定の適用を受ける場合 (8、31ページ参照) … 「7」
  - (3) 措法第40条第8項の規定の適用を受ける場合 (9、33ページ参照) … 「8」
  - (4) 措法第40条第9項の規定の適用を受ける場合 (10、35ページ参照) … 「9」
  - (5) 措法第40条第10項の規定の適用を受ける場合 (11、37ページ参照) … 「10」
  - (6) 措法第40条第11項の規定の適用を受ける場合 (11、40ページ参照) … 「11」
  - (7) 措法第40条第12項の規定の適用を受ける場合 (12、42ページ参照) … 「12」

(3) 租税特別措置法第40条第\_\_項の規定の適用を受ける場合の付表

受贈法人等である公益信託の受託者が2以上ある場合において、措法第40条第5項から第14項まで（第6項、第10項及び第13項を除きます。）の規定による各届出書又は同条第18項の規定による確認申請書を提出する場合には、その届出者又は確認申請者が作成した次の書類を添付する必要があります。

様式ID NTA0VNZ260010010



租税特別措置法第40条第\_\_項の規定の適用を受ける場合の付表

1 届出者又は申請者の共同受託者（主宰受託者以外の受託者）					
(1)	住所又は所在地	☞ 届出者又は申請者の共同受託者（主宰受託者以外の受託者）の所在地・名称等を記載してください。			
	氏名又は名称(カナ)	氏名	番号	-	
	氏名又は名称	業種又は職業	連絡先氏名		
(2)	住所又は所在地	個人番号又は法人番号			
	氏名又は名称(カナ)	代表者	電話	- -	
	氏名又は名称	☞ 次の区分に応じて次の数字を記載してください。			
(3)	住所又は所在地	(1) 措法第40条第5項の規定の適用を受ける場合（5、6、25、27ページ参照） … 「5」			
	氏名又は名称(カナ)	(2) 措法第40条第7項の規定の適用を受ける場合（8、31ページ参照） … 「7」			
	氏名又は名称	(3) 措法第40条第8項の規定の適用を受ける場合（9、33ページ参照） … 「8」			
(4)	住所又は所在地	(4) 措法第40条第9項の規定の適用を受ける場合（10、35ページ参照） … 「9」			
	氏名又は名称(カナ)	(5) 措法第40条第11項の規定の適用を受ける場合（11、40ページ参照） … 「11」			
	氏名又は名称	(6) 措法第40条第12項の規定の適用を受ける場合（12、42ページ参照） … 「12」			
		(7) 措法第40条第14項の規定により準用する同条第13条の適用を受ける場合（13ページ参照） … 「14」			
		(8) 措法第40条第18項の規定の確認を求める場合（15ページ参照） … 「18」			

2 解散引継法人等、引継法人等、受贈公益法人等、引継受託者、帰属権利者又は当初受託者のうち主宰受託者以外の受託者					
(1)	住所又は所在地	個人番号又は法人番号			
	氏名又は名称(カナ)	代表者氏名	電話番号	- -	
	氏名又は名称	業種又は職業	連絡先氏名		
(2)	住所又は所在地	個人番号又は法人番号			
	氏名又は名称(カナ)	代表者氏名	電話番号	- -	
	氏名又は名称	☞ 解散引継法人等、引継法人等、受贈公益法人等、引継受託者、帰属権利者又は当初受託者のうち主宰受託者以外の受託者の所在地・名称等を記載してください。			
(3)	住所又は所在地	代表者氏名	電話番号	- -	
	氏名又は名称(カナ)	業種又は職業	連絡先氏名		
	氏名又は名称				
(4)	住所又は所在地	個人番号又は法人番号			
	氏名又は名称(カナ)	代表者氏名	電話番号	- -	
	氏名又は名称	業種又は職業	連絡先氏名		